

平成25年定例第3回市議会会議録(第2日)

平成25年9月4日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
8番	近藤	新一	17番	壇	康夫
9番	梶山	忠男	18番	河野	一昭
10番	中尾	眞智子	19番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

7番 坂田 仁

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋	修一	議会事務局係長	松藤	典子
次長	梶嶋	久男	書記	柿野	孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原	親	農林水産課長	坂梨	一広
副市長	高野	道生	商工観光課長	吉開	均
教育長	藤原	喜雄	上下水道課長	加藤	康志
監査委員	平井	常雄	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津	一義
総務部長	吉開	忠文	教育部指導室長	藤木	文博
市民生活部長	松藤	泰大	環境衛生課長補佐 兼環境衛生係長	松尾	和久
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾	健一	税務課長	野田	敏郎
建設都市部長	石橋	慎二	都市計画課長	河野	恭徳
教育部長 兼教育総務課長	江崎	昌昭	都市計画課住宅係長	甲斐田	裕士
消防長	塚本	哲嘉	総務課庶務担当係長	藤吉	裕治
総務課長	馬場	洋輝	農林水産課農政係長	日高	弘光
企画財政課長	坂田	良二	秘書広報課長	塚野	仙哉
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山	俊英	秘書課文書法制担当係長	盛田	勝徳
介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田	浩	企業誘致推進室 企業誘致係長	古田	稔
福祉事務所長	梅津	俊朗	学校再編推進室 学校再編推進係長	木村	勝幸
環境衛生課長	富重	巧斉			

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	6	川 口 正 宏	1. 地球温暖化対策を積極的に推進すべきではないか
2	3	上津原 博	1. くすっぴーを市のマスコットキャラクターに 2. 廃屋対策について
3	1	田 中 信 之	1. 資産報告、情報公開、政治倫理について 2. 統合小学校における小中一貫及び小中連携教育について
4	17	壇 康 夫	1. 人口流入及び定住化の為の団地跡活用と企業誘致について
5	2	野 田 力	1. 高田地区市街化調整区域内の積年の課題に、早急な対応を 2. マスタープランの下に、農業振興地域整備計画の全体見直しを、どう進めるのか

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. これより一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをしておきます。

それでは、順次発言を許します。まず、6番川口正宏君、質問を行ってください。

○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さん改めまして、おはようございます。議席番号6番、川口正宏でございます。今回はトップバッターということで緊張しておりますが、議長の御指名をいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、地球温暖化対策について質問させていただきます。皆さん方もことしの夏の猛暑を体験されたことと思います。また、去年は豪雨災害にも見舞われました。このように最近では異常気象が続いておりますが、これは地球温暖化の影響であり、以前から見ると生態系が大きく変化してきております。農作物への影響はもとより、生活環境までが脅かされてきているところでございます。

地球温暖化問題については世界全体で取り組んでいるところでございますが、特に日本においては、京都議定書において2012年までの6%の地球温暖化ガスの削減目標が決められておりましたが、2011年3月11日の東日本大震災により目標達成が厳しいものになっているとお聞きしております。

そういう中で、政府におきましては環境省を初め、各省庁において2013年度以降の地球温暖化対策として法的整備やいろいろな施策を打ち出しております。農水省においては、森林吸収源対策として健全な森林の整備、保安林などの適切な管理や保全、国民参加の森林づくり等バイオマス資源の循環活用、施設園芸や農業機械における省エネルギー対策、廃棄農業資材のリサイクルなどの環境保全型農業の推進、また自然エネルギー有効活用としては小水力発電や太陽光発電、また海上発電等風力発電など、また水産業においても漁船の適切な運行による燃油削減など、広い分野で温暖化防止対策を推進していくことになっております。

国土交通省においては、運輸部門では次世代自動車の普及推進や交通量対策、また自動車交通対策や環境負荷の小さい交通体系の構築、民間では住宅、建築物の断熱性の向上や空調設備の効率化など、いろいろな対策を講じているところでございます。

みやま市においても地球温暖化対策実行計画を作成し、積極的に推進され、清掃センターや飯江川衛生センターなどで発生する温室効果ガスの削減に努力されているとお聞きしております。まだ市として検討課題がたくさんあると思います。

そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

1つは、市としての地球温暖化対策としてどのような施策を行っているか。2つ目に、各省庁で税制優遇や金融支援をしている次世代自動車、いわゆる電気自動車、ハイブリッドカー、天然ガス自動車などの活用はどうなっているのか。3つ目に、国交省においては、緑の

経済と社会の変革の中で重要な柱として急速充電設備が取り上げられています。今後、ノンCO₂で燃費はガソリン代の10分の1という電気自動車の普及を見込んで、みやま市にあります道の駅、ちょうど高速インターと沿岸道路を結ぶ443号バイパスにあります。ここに急速充電スタンドを設置すれば、みやま市のPR効果も大きいかと思います。その考えはないのか。4つ目に、森林の育成またバイオマスの循環利用や農業分野などの温室効果ガスの削減対策はどうなっているのか。

以上、4点について具体的にお答えください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆さんおはようございます。川口議員さんの地球温暖化対策を積極的に推進すべきではないかという御質問にお答えをいたします。

まず1点目の市として地球温暖化対策としてどのような施策を行っているかについてでございますが、20世紀後半以降に見られる地球規模の気温の上昇、すなわち現在問題となっている地球温暖化の主な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加であることがほぼ確実であると考えられています。

みやま市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、みやま市地球温暖化対策実行計画を平成20年度に策定し、市が行う事務事業によって発生する温室効果ガスを基準年度の平成19年度に比較し、平成25年度までに6%削減する実行計画を定め、毎年結果を広報で公表いたしております。具体的な取り組みといたしましては庁舎、学校等の事務系施設では電気使用量を節約するため、昼休みの消灯や冷暖房の適切な温度設定及び運転時間の制限、パソコン等の事務機器待機電力の削減等に取り組んでいます。

市の関連施設から排出される温室効果ガスの46%は、ごみの焼却処理をしている清掃センターが排出いたしており、し尿処理を行う飯江川衛生センターが15%を排出いたしています。この2つの施設の温室効果ガス排出量を削減するため、飯江川衛生センターでは平成22年度からし尿汚泥の肥料化により、重油や電気の使用量を減らしました。清掃センターでは、温室効果ガスが最も多く発生する廃プラスチックを平成23年度から資源化を開始するとともに、平成24年度からはこれまで焼却処理してきた市の施設から発生する草、剪定くず、廃棄文書の資源化を開始いたしています。

このような取り組みの結果、平成24年度は平成19年度比11%の削減を達成しておりますので、今後も引き続き二酸化炭素排出抑制を行ってまいります。

また、みやま市全体の温暖化対策の取り組みといたしましては、平成22年度に策定した環境基本計画に基づき、地球温暖化の防止、省エネルギーを推進する取り組みとして、太陽光発電システムの設置数を平成20年度292件から目標年度の平成31年度には500件にする目標を掲げ、平成22年度より住宅用太陽光発電システム設置事業により補助を開始し、3年間で212件の補助で設置されたものを含め、平成24年度末で778件が市内に設置されております。平成25年度においては、昨年実施した再生可能エネルギー導入可能性調査に基づき、まいピア高田に太陽光発電設備を、電気自動車の充電設備を設置する予定です。また、生ごみ、し尿汚泥を焼却せず、メタン発酵による処理を行う発電施設の事業化により、温室効果ガスの削減を図るため、再調査を実施いたします。

次に、2点目の次世代自動車導入促進事業の活用についてでございますが、みやま市では平成21年度に策定したみやま市環境基本計画に基づき、市公用車のエコカー、低公害車等の導入台数を平成31年度には公用車の過半数以上をエコカーにする目標を定めており、公用車買い換え時にエコカーに切り換えを行っております。

また、平成24年度には福岡県と日産自動車との共同プロジェクトにより、みやま市に電気自動車が無償貸与され、平成25年度も技術契約により引き続き使用いたしており、現在では公用車78台中31台の公用車が低公害車となっております。今後も自動車取得税の優遇措置等環境省、国土交通省、次世代自動車振興センター等の補助制度を活用し、計画的に環境に優しい自動車の購入を進めたいと思います。

次に、3点目の急速充電スタンドの設置についてでございますが、経済産業省では次世代自動車の普及を促進するため、充電器の購入等を補助する次世代自動車充電インフラ整備促進事業を実施しています。本事業は、都道府県が策定するビジョンに基づき設置する充電器については、補助金が2分の1から3分の2にかさ上げされることから、福岡県では次世代自動車充電インフラ整備促進事業、これは経済産業省の事業ですが、この事業の活用に関するビジョンを策定されました。現在、県内に既設充電施設が196カ所ありますが、ビジョンでは主要幹線、人口集中地区、道の駅、観光地等集客力が高い施設に設置箇所を設定することといたしており、さらに県内189カ所、みやま市内では5カ所の整備が必要とされています。市では、県のビジョンに基づき、道の駅みやまへの設置について慎重に検討をいたして

まいります。

最後に、4点目の農業関連の温暖化防止対策についてでございますが、農業関連の温暖化防止対策は福岡県の補助事業、活力ある収益型園芸産地育成事業の省エネルギー化推進事業に基づき、ビニールハウス等のヒートポンプや内張りカーテン、自動換気装置と化石燃料の消費を抑え、温暖化を抑制する事業を行っております。バイオマス資源の環境、循環利用については昨年実施しましたみやま市再生可能エネルギー導入可能性調査において、生ごみ、し尿汚泥、メタン発酵発電を利用した資源循環プロジェクトが有望と評価され、平成25年度に福岡県の再生可能エネルギー導入可能性調査補助事業により、事業化に向け、本格調査を開始いたしております。このプロジェクトではメタン発酵という方法を用いて、ガス燃料として使えるメタンを取り出し、同時にできる消化液を液肥として農業に活用する取り組みでございます。メタンガスによる発電は処理施設での利用を計画いたしており、生ごみ、し尿汚泥を燃やさないことを含めて、地球温暖化につながり、二酸化炭素の大幅な削減が可能となります。また、この施設には農業から発生するミカンや野菜等の選別くず等も資源化を検討いたしており、液肥の利用とあわせて、みやま市の農業の振興につながるものとして期待をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、市長のほうからわかりやすく、今の現状と取り組みを答弁いただきました。しっかり取り組んであるというのは、おかげさまで、よくわかりました。ただ、その中で次世代自動車ですけれども、特に電気自動車ですね、その充電施設なんですけれども、まいピアで一応、1つは計画してあるというふうに理解したんですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

まず、まいピアのほうに設置しますものは、これも補助事業なんですけれども、基本的にはまいピア高田が災害等で電気が使えなくなった場合に、電気自動車から電気を供給するための目的のために充電スタンドを設置するというのが大きな目標でございます。この事業に

つきましては、使い方について一般開放するのか、どうなのか、この辺は今後の課題というふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今の説明でよくわかりましたけれども、充電器を災害時のときには国内で使用するということだと思っております。

そこで、今、充電するのに7時間から8時間かかるわけですね、電気自動車が。急速充電器になると30分弱で充電できるわけです。そこで、私も質問の中で申しておりますが、道の駅は国交省も推進しているわけですね、道の駅に急速充電器を設置したらどうかとかですね。そういう中で、時期的にもう執行部の皆さん御存じだと思いますけれども、今だと国から3分の2の補助金が出るわけですね。それと御存じだと思いますけれども、今、自動車で4社がトヨタ、日産、ホンダ、三菱ですかね、4社で急速充電を設置する場合は4社で連携して補助するという協定が結ばれております。

それで、今、私が調べたところでは、この辺で道の駅に急速充電器がついているところは1カ所もありません。大きく言えば、九州でもちょっと探し当たらなかつたところですけども、今、充電器が設置してあるのは、先ほど答弁でありましたけれども、百何十カ所だったですね、ほとんどがディーラーの営業所とか、そういうところにずっと、この辺では八女とか、柳川とかにはありますけれども、公共的な施設としてはまだないわけですね。それで、答弁にもありましたが、道の駅も検討していきたいという御答弁いただきましたので、とにかく一刻も早く道の駅に設置していただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

確かに、議員御指摘のとおり、近隣の地域におきまして公共施設における充電スタンドというのは無料開放されているところは、私も調べたところないようでございます。ただ、北九州、福岡、それから苅田町とか、ああいったところにはあるようございまして、これは昨年ちょっと検討はしておったんですけれども、今後の状況も判断してやっていきたい

というふうに先ほど市長のほうから答弁があったと思うんですけども、このやり方も今、議員御指摘のとおり、自治体が直接やる場合、それから、管理者である、仮に道の駅であれば、道の駅がやる場合、これも補助事業が行政の場合と民間の場合と二通りどうもあるようでございます。それで、先ほど市長の答弁にもありましたように、担当課であります、所管課であります農林水産課と協議をしております、できるだけその補助があるうちに実現できるような方向で検討をしているというふうな市長の発言だったと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

それで、私がなぜ早く設置したがいいと言うのは、その補助金の関係で公共団体とか、そういうのがする場合は3分の2、ほかのところになれば2分の1なんですね。そういう中で、近くにできたら、その補助金は何キロ以内とか、そういうのまでは出ていないんですけども、ちょうど道の駅が柳川がちょっと頓挫した格好だったから、みやま市につくれば今度は柳川ができなくなったという形みたい、そこの急速充電器の設置場所と事業主体によって補助金が変わってくるわけですね。それで、せっかく充電器を設置するなら、補助金を有効に使って近隣にできる前に設置することによって、みやま市のPRにもなるし、道の駅にすれば充電期間中に、その間に30分の時間の中に店内に入って中を見て回れば、何か一つぐらい握って帰るわけですね。そういうところも含めて、私はもうぜひ早目に設置していただきたいと思っております。

そこで、ちょっと最近の話だったものですからあれですけども、大木町の循環センターですか、あそこに先月末に設置されております。そういうことで、やっぱり早目に設置をしていただきたいと思うところですけども、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

大変いいことですから、できるだけ早目にやりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

ありがとうございました。ぜひ早目に設置していただきたいと思います。

特に、先ほども申しましたように、国から3分の2いただいて、メーカーの4社の連携の補助金が出るということです。大体今、急速充電器で7,000千円前後ぐらい、設置料まで含めるとかかるそうなんです。ほとんどゼロに近い出費で、最初金は払っとかにやいかんですけど、それが全部返ってくるということで、その辺も含めて十分今後、早急な対策をお願いしたいと思います。

それと、答弁にもありましたが、これからのエコ発電の対象となる小水力発電ですね。今、何かそういう検討委員会かなんかできていたんじゃないんですかね。その辺ちょっとお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

お答えします。

まず、今、議員御指摘の小水力の関係なんですけれども、これにつきましては市長の答弁にもありましたとおり、昨年度、県の補助事業を使いまして、再生可能エネルギー調査というものをやっております。それで、みやま市における再生可能エネルギーの利用の有効性を答申していただいたわけなんですけれども、小水力については残念ながら可能性が低いと、可能性が低いのとそれから事業費的に若干どうなんだという疑問がありまして、それよりも生ごみと、し尿汚泥を利用した再生可能エネルギーの施設をつくった循環型社会を目指したほうがいいんじゃないかという調査結果が報告されております。それにつきましては、昨年度、議員の皆様にも御報告をしているところだと思いますけれども、みやま市としましては、今後、その生ごみと、し尿汚泥を利用した再生可能エネルギーの利用方法を中心に検討を今年度も詳細調査をやって、その実現性について最終的に判断したいというスケジュールになっております。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今の答弁は当初の市長の答弁の中にありましたので、ある程度理解しているところでございます。

とにかく、市としての最大限の努力によって、ちょうど今度台風もこちらに來んで、鹿児島から宮崎のほうに行ったわけですけれども、先週も台風が温帯低気圧に変わりましたね。とにかく異常気象が本当にこれからずっと続いていくかと思います。そういう中で今、言われたように、バイオマスの循環ということで対応していかれるということですが、ちょうどみやま市には山が東から南にかけてあるわけですが、今、森林が荒廃しているところもあります。特に今は竹林が多くなって、広葉樹とか針葉樹の山がないわけですね。そういう中で、山林の再生といいますか、その辺はどのように考えてあるか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

農林水産課長。

○農林水産課長（坂梨一広君）

今、議員の質問にありました山林の再生ということでございますが、21年度から県の事業、これは県が主体的にやってくれるんですけど、いわゆる造林してある分で手が入っていない杉、ヒノキ等の造林で手が入っていない分につきまして、その間伐、枝打ち、そういう事業を行っているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、答弁いただきましたように、森林税やなかった何やったですかね、あの税金の名前は。それで対象が杉とかヒノキのあれしかできないということで、やっぱりほかの荒地に植林、それも手がけているという御答弁でしたけれども、やっぱりそこには杉とか、ヒノキとかを植える計画なんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

農林水産課長。

○農林水産課長（坂梨一広君）

県の事業におきましては、そういうふうなことになっております。ただ、みやま市といたしましても、これはありきという、山林ということに限ったわけではございませんが、緑の募金を使いまして、みやま市全体で植林事業に取り組んでいただいております。これは、特に山林ということではございませんが。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

よくわかりました。ただ、何か進み方が生ぬるいというか、あるところでは杉の伐採とかやっただいていてるところもありますけれども、やっぱり聞いてみると予算自体が余りないということで聞いているわけですから、やっぱり山を、とにかく緑をふやせば、その分、二酸化炭素が減るわけですね。そういうことで、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

とにかく、これから地球温暖化がますます進んでいけば、それに影響されて物すごく住みにくい日本になると思うんですよね。それで、とにかくよそがどうのとか、そういうことじゃなくて、市長、とにかくみやま市としてはやっぱり全力を挙げて温暖化防止に取り組んでいっていただきたいと思います。

最後に、特に道の駅の急速充電器設置については、早急なる実行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。最後に一言お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

道の駅に対して急速充電設備ですね、これはもう必ずやりたいと思います。

また、みやま市としても地球温暖化の解消に本当に微力ながら努力をしていきたいと思えます。本当は、この地球温暖化というのは中国とか、それからエジプトでああいう戦争をたくさんやっておるから、本当に私たちがどんなに努力しても、ああいうところをきちっと爆弾を落としたり、サリンをまいたり、ああいうところ。それから、中国では自動車がむちゃくちゃ走っている。こういうのをしないと、本当にみやま市だけ、日本自治体全部やっても本当にわずかだと思えますよ。だから、もう少し国がしっかりして、ああいうところに、そういうのを出さんように働きかけんと、地球温暖化というのは全くならんとと思えますよ、私は、はっきり言うて、そんな感じがしますけれども、そう思わないですか。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

市長の言われるとおりでと思います。それで、市としても、とにかく国に対して、やっぱり我々も国に対してもうちょっと積極的な取り組みをやれということでやっていきたいと思っています。

そういうことで、全市民、全国民、全世界が一つになって地球温暖化について考えて、どうしたら減らして温暖化をとめることができるか考えていくべきだと思います。

これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、3番上津原博君。一般質問を行ってください。

○3番（上津原 博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。議席番号3番の上津原でございます。議長の承認をいただきましたので、通告に基づき、くすっぴーを市のマスコットキャラクターにと、廃屋対策についての2点についてお伺いをいたします。

まず、1つ目のくすっぴーを市のマスコットキャラクターに、についてお伺いします。

現在、エコなどの環境教育やイベント、啓発などに着ぐるみやイラストなどで活用しているエコキャラクターとして誕生したくすっぴーを市のマスコットキャラクターとして活躍の場を広げる考えについて質問をいたします。

まず、具体的事項1として、くすっぴーの今後の活躍についてでございます。

市の環境問題の取り組みやエコ活動など、住みやすいまちづくりや安全・安心のまちづくりを進めている市の知名度アップやイメージアップのアピールにもつながるような計画を所管の枠を超えた部署での計画の考えをお聞きします。

具体的事項2として、くすっぴーのさらなる知名度アップについてであります。

一定程度の知名度は現在あるというふうに私自身も思いますが、まだまだ広がりがないと感じる一面もあります。一つの例として、小学校など子供たちと一緒にできる活動を通して、知名度を上げる活動も一つの手段ではないかというふうに思う次第であります。

具体的事項3として、くすっぴーをマスコットキャラクターへということで、今日までの活躍は所管を超えてのあらゆる場での活躍があっているというふうに思っております。市のマスコットキャラクターとして認知し、市が行う行事などの場に出演させ、市民に親しみやすいマスコットとして、さらなる活躍につながるというふうに思います。そして、いつもにこやかにされている市長の横に、マスコットキャラクターとしているくすっぴーを思い浮か

べれば、市のイメージもかなりアップするというふうに思いますので、具体的事項3点についてよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

上津原議員さんのくすっぴーを市のマスコットキャラクターにという御質問にお答えをいたします。

まず1点目のくすっぴーの今後の活躍についてでございますが、みやま市環境標語及びマスコットキャラクターについては、平成23年度みやま市環境衛生組合連合会の事業において、環境美化やエコ推進活動への意識を高めるため、将来の生活環境の保全を担う子供たち、市内の小学生4年生から6年生と中学生を対象に、みやま市環境標語及びマスコットキャラクターを募集し、標語及びキャラクター部門、それぞれ最優秀賞を選び、決定をされました。

このようにして誕生したくすっぴーは、小学校4年生で学習するごみと私たちの暮らし、ワークブック、毎月連載している市広報、みやま市と環境問題等への掲載、ごみ収集車両を市民に親しくするための表意、着ぐるみとして環境学習への参加、市役所の公文書を溶解し製造したトイレットペーパー「くすろーる」のパッケージ、環境学習や環境講演会に参加された方へ配付している缶バッジ等、市民の環境意識の向上に役立っています。

環境マスコットキャラクターとしてスタートしましたが、市長の記者会見でのバックボードを初め、市外のイベントにおいての環境以外の貸し出し実績が年間10件程度あります。また、このキャラクターを市民から利用したい旨の申し出もあっております。

そこで、市といたしましては、くすっぴーの図案を利用したいという市民からの要望にお答えするため、環境の取り組みに関係する利用に限定したみやま市エコキャラクター、くすっぴーの利用に関する取り扱い要項を定め、環境衛生課で対応している状況でございます。

次に、2点目のくすっぴーのさらなる知名度アップについてでございますが、市ではくすっぴーの図案を新たにふやし、環境課からのお知らせ文書や今年度9月から11月にかけて、市内3行政区で実施する生ごみ収集モデル事業の生ごみ改修おけにも、くすっぴーの図案を入れ、市民が親しみやすいように活用しております。

みやま市の再生トイレットペーパー「くすろーる」には、くすっぴーの図案がついており、市内各小中学校、保育園、幼稚園等で利用されていますが、古紙リサイクルを広めていくた

めに各公民館等へも広げていきたいと考えております。また、小中学校で燃やして処理をしていた学校給食の牛乳パックを洗ってリサイクルを行っている学校には、活動のお礼を含めくすっぴーの訪問も検討をいたしております。

いずれにいたしましても、環境の取り組みが市民に理解されるよう、さらに、くすっぴーを活用してまいりたいと考えております。

次に、3点目、くすっぴーをマスコットキャラクターに、についてでございますが、先ほどお答えいたしましたとおり、当面、環境行政に限定した事業で考えておりますが、今後、市のマスコットキャラクターのあり方については、くすっぴーを市のキャラクターへ昇格させるのがよいのか、新しいキャラクターを作成するのがよいのか、市内で協議を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

ありがとうございました。市長の答弁で、くすっぴー誕生後、本当に大変活躍しているということがよくわかる答弁内容というふうに思います。

きょう、私もここに缶バッジをつけておりますけれども、この缶バッジの普及というのも、やっぱり執行部を見渡してもつけていらっしゃる方は果たしているのかなというふうにも思いますけれども、やはりまだまだそういった部分で限定された使用の仕方がされているのではないかなというふうに感じるわけでありまして。やはりこういった本当に活躍している環境から出てきたキャラクターといいますか、くすっぴーでありますけれども、先ほど質問の中でも言いましたけれども、やはりみやま市のイメージアップというのも市長も随分言っていると思いますけれども、エコのまちづくり、安心・安全なまちづくり、これを市のイメージアップにつながるような分で、くすっぴーを全面的に押し出していきたいながら、みやま市はこういったまちなんだというような力強いアピール活動にも使っていただければいいかなというふうに思うわけでありまして。

具体的事項3の分で、当面、環境行政に限定した利用で考えているというふうに思いますと書いてありますけれども、もうここまでする程度認知がされて、イベント等にも出て、そして、市長が記者会見等でもバックボードにも載っていると、それと、お知らせとか、そう

いった分にも紙面上に飾っているということでもありますので、企画としてもう含めて、これをどう今後活用していくのか、そういった部分の検討はどうなっているのかというところをお伺いしたいというふうに思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

副市長。

○副市長（高野道生君）

では、私のほうから答弁をさせていただきます。

実は御指摘のとおり、市民の皆さんがくすっぴーを衛生のキャラクターという捉え方をされている方と、もう既に、これは市のキャラクターということで認識されている方がいらっしゃるしまして、そうした中に、やはりこれは衛生のキャラクターだから別途地域特性、それから市の環境を生かして別途キャラクターを作成するべきじゃないかという意見もあるのも事実でございます。特にくすっぴーについては、クスノキは市の木でございます。花は桜でございます。桜をイメージしたキャラクターをつくったらどうかという意見もございまして、もう既に庁内ではいずれにするか、くすっぴーを昇格させるのか、新たにつくるのか、早く結論を出して、市民の皆さんにも徹底をしたいと、そのように考えているところでございますので、もう少しお時間をいただきたいなと思っているところでございます。いずれにしても、早急に結論を出したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、実は、以前に井手議員さんのほうから同じ提言をいただきまして、福祉バスに今のくすっぴーを外装に描いて、もう少し市民の皆さんにPRすべきだというようなこともちょっとおっしゃってございましたものですから、そういうことも含めて、今、協議はしているところでございますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

今回、なぜこういった質問をやろうというふうに思ったのかというのも、一つはやっぱりみやま市の認知度、アピールがやっぱりどうしても不十分ではないのかなというふうに思うわけでありまして。ここ何年か、やっぱり全国各地にいるキャラクターでのその市の知名度アップ、認知度アップというのがかなり多くあるという状況があります。だからこそ、今、こういった状況の中で、その場に乗るといのはちょっと言葉的には的確かどうかわかりませ

んけれども、今、このような状況の中で、みやま市も同じような分で市を挙げて、住民挙げてできる分、それと、何回も言いますけれども、やっぱりみやま市にとってはエコのまちなんだというのを全面に押し出すような分であれば、やっぱり現在つくられている結果的には環境から出てきたマスコットかもしれませんけれども、これをぜひとも市のイメージアップということにつながられるような努力をやっていただきたいというふうに思いますけれども、市長としては先ほども言いますけれども、横にかわいいマスコットがいる、一緒にやっぱりこやかな笑顔でイベントに出るというのも、私は市のイメージアップ、それと市長も市民のこと、みやま市の安心・安全、エコ活動に携わっているんだなというふうなイメージを持っていただけるというふうに思いますけれども、どうでしょうか、市長。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

くすっぴーは、できてから随分たちますので、非常に市民の皆様方には親しみやすいキャラクターになっておりますので、新しくまたつくるというのも私も上津原議員さんと同じく、どうかなという思いはいっぱいがございますので、これをそのまま昇格させたほうがいいんではないかと私は個人的にはそう思っておるんですけど、もう一回庁内でよく検討しまして、できるだけ私もキャラクターとしては、くすっぴーがいいのではないかなと個人的には思っておりますけれども、もう一回庁舎内で検討をして決めていきたいと、このように思いますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）（登壇）

早急な取り組みということで、十分な協議を庁舎内で行っていただきながら、よりいい方向性が出るような結論をお聞きしたいというふうに思います。

これで、1番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目については、廃屋対策についての質問であります。

きょう読売新聞のほうにも、福岡市で9月定例会に空き家問題という部分で条例化というような新聞記事も載っておりました。この中にも書いてありましたけれども、空き屋が2008

年度時点で賃貸住宅や別荘などを除き、全国に268万戸あるということで、20年間で倍増したというような記事にもなっております。それと、国土交通省によると、ことし4月現在、空き屋条例を制定しているのは全国で211自治体、うち145自治体が改善に従わない所有者名の公表を行う、91自治体が行政代執行による取り壊しの規定を盛り込んだ条例をつくっていると。ただし、空き家撤去は原則所有者に委ねられているというような記事も掲載されております。片や、みやま市内を見渡しても、人が住居できない廃屋や倒壊寸前の廃屋も数多く見受けられるようになってきているというのが現状ではないでしょうかというふうに思います。その主たる原因はいろいろあるというふうに思いますけれども、一言で言えば、人口減や高齢化、過疎化が進んでいることだというふうに思います。そして、所有者が亡くなられ、管理がされていない家屋やさまざまな事情の中で管理や所有者がわかりづらいところもあるというふうに思います。しかし、倒壊寸前の近隣に居住する市民の安心・安全の暮らしは行政としても、一定程度の保護の責任はあると考えております。こういった空き家の中でも、今回は適正に管理されていない空き家、特に倒壊のおそれのある危険な空き家について質問を行っていききたいというふうに思います。

具体的事項1として、所有者や地権者が不明の廃屋の把握についてであります。異常気象による集中豪雨や台風など、空き家の倒壊、損壊により隣近所の家に影響があったりするのか、非常に心配に思います。また、道沿いに空き家がある場合は通勤、通学時の安全が懸念される状況もあるというふうに思います。そのほかにもいわゆる不審者が住みつくなど、治安悪化や衛生上のことも懸念がされます。空き家のため樹木の手入れができず、伸び放題によって交通の妨げになっているブロック塀が壊れて危険な場合もあるというふうに思います。みやま市として現在、このような危険なケースの住居できない家屋を把握しているのか、把握しているとすれば、いつからどれくらいの数があるのか、その中で所有者や地権者が不明な家屋で修理や撤去が行われて解決したものは今日までどのくらいあるのか。

具体的事項2として、家屋の倒壊被害についてであります。家屋の倒壊被害が市民に及ぶおそれがある場合、どのような対応をするのか。市民の財産あるいは人命にかかわる問題も今後は考えられるというふうに思います。今後の取り組みについて、どのように行うのか、お伺いします。

具体的事項3として、私有財産である家や土地への対策であります。私有財産である以上、現在の法律上では大変困難な部分もあると考えますが、所有者や地権者に危険家屋の解体を

促す何らかの手だての考えはないのかというふうに思います。近隣市では、解体費用の一部助成などの取り組みも始まっています。あるいは、これは一つの考え方ですが、解体後の固定資産税の軽減措置などの考えはどうかということです。

具体的事項4として、今後もふえ続けると予想される放置家屋や放置土地についてであります。現在も相談はあっているというふうに思いますけれども、道路にはみ出した空き地からの樹木あるいは廃屋に住みついている野生動物の駆除、居住区内の危険家屋などの相談窓口を一本化し、庁舎内部で協議を進め、どこの所管が取り扱うか決めるなど、市民にわかりやすくなるような今後の取り組みについてお伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、廃屋対策についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、市内には使用されていない家屋や店舗等が多数存在しています。このうち、ほとんどの家屋については所有者や管理者がおり、空き屋であっても適正に管理されているようです。しかしながら、残念なことに荒れ果てたまま放置されている家屋もあり、地域住民の心配の種になるような案件が発生していることも事実であります。

このような案件については、現在のところ、電話や文書で財産の適正管理をお願いするというを行っておりますが、なかなか状況が進展しないのが現状であります。放置される事由は、相続の問題、経済的な問題などさまざまで、対応に苦慮いたしております。個人所有の建築物にかかわる被害の補償は、あくまで所有者や管理者が責任を負うものであって、行政が直接責任を負うものではありませんが、安全・安心のまちづくりのために、市としても何らかの対策は必要と考えています。

さて、具体的事項1点目の所有者や地権者が不明の把握についてでございますが、直近の調査として消防署による火災報知器の設置調査の折、空き屋の調査も行っておりまして、これによりますと、市内には使用されていない家屋や店舗等が約500棟程度あるようです。所有者や管理者が全く不明な物件は、このうち1%ないし2%程度であると推測をされます。大多数の建物は適正に管理されており、問題はありますが、近隣住民の行政区からの危険家屋であるとの御相談は年に一、二件程度でございます。

次に、2点目の廃屋の倒壊被害についてでございますが、議員御指摘のとおり、同案件は市の安全・安心なまちづくりにとって避けて通れない問題であります。しかしながら、現状では、さきに述べましたように、所有者や管理者に対して電話や文書で財産の適正管理をお願いするということが、手の打ちようがありません。空き家がふえる背景としては、居住している所有者が亡くなったが後継ぎや、居住する者がいない。相続人の間で相続トラブルや相続人が多いなどの理由により、相続の手続ができない。居宅を取り壊すと土地の固定資産税が上がるので取り壊さずにいる。建物を修理、または解体する費用がないなどがあり、今後さらに深刻化していくことが想定をされます。引き続き、市としては所有者等に適正管理を要請するとともに、危険回避上必要なものについては対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の家や土地は私有財産であるが上に困難な場合もあると考えるということについてでございますが、空き屋等の適正管理に関する条例が県内でも幾つか制定されつつあります。代執行等を含めた条例は県内では宗像市がこの6月に制定しているのが、市として県内初と思われまます。これ以外の県内自治体で、このような条例を制定しているものは解体費用の助成制度が盛り込まれたものや解体命令に従わない所有者へ氏名公表というペナルティーを科すといったものがございます。ちなみに、条例の制定はしていないものの解体助成制度を整備した近隣の市は大牟田市、柳川市、大川市がでございます。私有財産である空き家は、所有者が適切に管理すべきものであり、撤去に対しての助成制度や解体後の固定資産税の免税につきましては、所有者の倫理観の欠如を招くおそれもありますので、慎重な対応が必要であると考えております。今後十分に検討を重ね、よりよい対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

最後に、4点目の今後もふえ続けると予想される放置家屋や放置土地についてでございますが、相談の窓口としては、現在のところ、総務課で一本化をいたしております。原則として、個人からの御相談は受け付けておらず、区長に相談した上で、行政区としての御相談をお願いいたしております。今でも事案によっては関係部署と連携して対応しており、例えば道路管理上の対応が必要なものについては道路管理者、環境衛生上の対応が必要なものについては環境衛生課など、それぞれの担当部署と連携し、対応してきているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

この問題については、大変厳しい状況の中で対応せざるを得ないというのが全国的な問題になっているのではないかなというふうに思います。

先ほど一番初め紹介した福岡市のこれ議員提案による条例ということで、この中でも、新聞でもありますけれども、地方税法では200平方メートルまでの住宅地の固定資産税は6分の1に軽減され、空き家の土地にも適用されていると、更地にすると軽減されず空き家を撤去しない原因の一つとされるというようなことも空き家で危険家屋での解体にも踏み込めていないような要因の一つというふうになっているのかなというふうに思います。

福岡市の場合は、そういった現在建っている分の固定資産税の減税も従わなければ、そういった軽減はしませんよというような指導も盛り込んだ条例をつくるというふうなことになっているということになっております。

幾つかの検討できるような条例も何点か紹介したいというふうに思いますけれども、長野県の白馬村では家屋対策事業で解体費用の補助、事業費の2分の1、これは延べ床面積により補助金額を決めているということで、平成18年から平成23年まで10件、1件約290千円程度の補助金を出したというような事例もあります。富山県の滑川市でも市長が被災建築物応急危険度マニュアルというのを国の基準によって不良住宅を判定し、所有者から土地、建物の寄附を受けて除去費用を平成20年度から3年間で6件出していると、これは市の財産になるということで、個人の分とちょっと違うというようなこともあっているということです。

それと、福岡県の朝倉も、ここも住宅地区改良法施行規制に基づいて、解体費の半額補償等を行ってしているというようなことも進んでいるというような状況もあっているというふうに思います。

なぜ、今回、こういった部分の質問を行ったかといえば、やっぱり全国的にも、先ほど言ったとおり、空き家が数多くあるということで、これはみやま市でも同じような問題も抱えているということで、やはりこういった条例もよりいい条例をつくって、そういった条例を周りに波及させていただきながら、何とか全国的にもそういったできやすい環境をつくってやったほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけであります。

それと、先ほど賃貸住宅や別荘ということを除いた分で268万戸ということでは

けれども、それを含めれば、平成20年度では全国で757万戸の空き家が存在しているということで、総住宅数の約7戸に1戸が空き家という全国的には、そういった数の国交省あるいは総務省の中で報告がされているというような現状であります。

1点目の使用されていない家屋や店舗等が約500程度あるということで、これは消防署の火災報知器の設置調査のときにも同時並行として空き家調査も行ったということでもありますけれども、このうち、全く不明な物件は一、二%程度でしたということでもあります。こういった調査は、定期的に消防しか行わないんですかね、それともどこかほかにも行っているような状況があるんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

住宅の空き家等の調査についてでございますけれども、これは統計調査のほうで住宅統計調査というのがございます。それは5年に1回ということで実施されておまして、今年度が実施年度ということになっています。ただ、住宅統計調査につきましては、各戸ごとの調査ではなくて、一定のエリアを定めて、その中に何戸あるかと、全体に詳細じゃなくて、先ほど言いました一定の抽出をいたしましての調査になりますので、空き家率といいますか、率を算出して、みやま市では全体的にはどれくらいあるというような、つかみ的な調査になっているみたいでございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

この調査を行うということであれば、やはり行政だけでやるというのは大変厳しい問題が発生してくるのではないかなというふうに思います。だからこそ、やっぱりこういった相談でも区長さんを通してやるとかということでもありますので、区長さんあるいは民生委員さん等々の協力も得ながら、早期にみやま市内全域を把握という分も早期にやるべきではないかなというふうに思うわけであります。

そして、本当に危険、倒壊寸前、そういった分を抽出しながら、危険度といいますか、順位づけもやりながら、そういった推移も見守りながら、やはりこれはどうしても何とかしなければならぬというような箇所が発見できたら、そこについては何らかの手だてを早急に

やるというようなことも、片や考えていくべきではないのかなというふうに思うわけであり
ます。

そして、やはり空き家がふえる背景という部分で、この中でもやっぱり人口流出の問題、
あるいは過疎化の問題、それと3点目と4点目に、今、建っている古くなった住宅を解体す
ると、更地にすると、固定資産税が高くなるというのも一つの大きな要因ということであり
ますけれども、しかし、古くなった家というのは、先ほども申しましたとおり、固定資産税
の軽減措置がされているというのも片やあるというふうに思います。こういった部分も、や
はりそういった危険家屋ということでありましたら、きっちりとした管理者、所有者がわか
ったら、そういった部分も含めて勧告といいますか、通告ではありませんけれども、こうい
った状況があるということで、こういった税の軽減措置が今されておりますけれども、市と
しての要望に応じなければというようなことも、片やできるような環境もつくっていかなけ
ればならないんじゃないかなというふうに思います。これをやっぱりつくるということが、
近隣でいけば条例化も含めてつくっているということで、これはやっぱり何らかの基準を設
けなければできないというふうに思いますので、それを今後十分検討すべきというふうに思
いますので、そこについて考え方を市長、よろしくお願ひしたいというふうに思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

答弁でもいたしましたように、これは所有権の問題もございますので、非常に難しい問題
です。例を申しますと、1件、みやま市でもございました。それは、やはり非常に危険な家
屋でしたので、随分とやりましたけれども、なかなか所有者がそれに応じなかったという例
もございますので、慎重に考えまして、宗像の例とか、あるいは大牟田、大川、柳川、そう
いった市のところを十分に検討しまして、進んで、喜んでというとなんですけど、所有者に
本当に理解をしていただいて、解体に応じるような条例といいますか、そういった施策を考
えなければいけないんじゃないかと思ひます。強制的に市がやるというのも、大変強権的な
市政になりますので、みずから進んでやるような方法を考えたいと、このように思っていま
す。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

市長の答弁どおり、あくまで私有財産でありますので、あくまで危険家屋解体については、やっぱり所有者、管理者が行わなければならないのは基本だろうというふうに思います。しかし、現状、やはり相続人がなかなか見当たらないとか、そこに相談してもいい返事がなかなかもらえないとか、そういったのもやっぱり現実だろうというふうに思います。

そこで、やはり行政として、市民の安心・安全、これを第一義的に考えていただきながら、本当に倒壊のおそれがある、あるいは何かの事故につながるというような事象が発生する前に、できる環境づくりをつくっていただきたいというふうに思うわけであります。

今後、早急にやっていただきたいというふうに思いますけれども、この問題については、まだまだ今後も課題として大きな問題も出てくるだろうというふうに思いますので、同じような質問の展開になるかもしれませんけれども、ここに所管は総務課で窓口が一本化しているということでもありますので、メインは総務課の所管のほうにも進捗状況を聞きながら、あるいは一般質問をするべき時期も来るべきときがあれば、一般質問等も行わせていただきながら、この問題について、よりいい方向性ができるような分と一緒に考えていきたいというふうに思いますので、2番目の質問についてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩をいたします。休憩後の再開は11時にしたいと思います。

午前10時47分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じまして、引き続き一般質問を行ってまいりたいと思います。

続きまして、1番田中信之君、一般質問を行ってください。

○1番（田中信之君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番議員の田中信之です。議員にならせていただいて、もう2年過ぎまして、最初、議員になったときに一般質問したのは、多分ヨコクラ病院の件だったと思いますが、補助金の問題とかね。で、本当に早いなど、あっという間だったという感じがしています。今回はまた議長さんもかわられましてですね、この間の選挙で。それで、牛嶋議長とは山川時代にも一緒にしたことがあるんですけども、当時の議長のスローガンという

か、選挙のときのね、ガラス張りの政治ということをおっしゃったのをよく覚えております。願わくは、ガラスがすりガラスとか曇りガラスにならないように、透明なガラスということでやっていただきたいということを一言申し上げます。

きょうは一応、先回の議会でも言ったような、重複する点もあるかもしれませんが、資産の報告と情報公開、政治倫理についてお尋ねをします。

これは市長の答弁にもあったんですけれども、政治倫理条例とは、条例の第1条に記載されていますけれども、「いやしくもその地位に基づく影響力を不正に行行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」と、こういうふうにあります。これは、市長から先回答弁いただきました。

それで私は、二重になるかもしれませんが、私の有権者の方も私にちょっと言ってくる方もありますので質問するんですけれども、筑後機材ですね、この前も言いましたけれども、社長とですね、今度市が随意契約で、その上にまた20,000千円出資したみやまエネルギー開発機構、これとの社長は同じであります。ですから、筑後機材株式会社の600千円の市長への給与は本当は辞退していただきたいと言ったんですけれども、政治倫理にこのことが違反しないというのであれば、その根拠を述べてほしいということが第1点でございます。

それから、私もみやまエネルギー開発機構に対する出資20,000千円は反対ということで、市長さんにも10,000千円出して、私も10,000千円出すということから、資産報告をずっと市長さんの、これを見て写したわけですね。それで、今度はまた全部コピーでもらっています。そいけん、誰でも見られるし、誰でもコピーがとれると。ついでに議員さんののも全部もらっています。

そのときに、私が市長さんの預金を書いていなかったので質問しました。そしたら、やっぱり一応借金の返済に充てているということと、娘婿さんの会社が破産したと、倒産したということがありました。それで、私もそういうふうに思っていましたけれども、たまたま市長さんと山川の宮方の帰りに話をしまして、実際は倒産していないということを伺いましたので、その点も6月議会で確認をとりました。

それで、そういうことが、僕が議会で言っているということもあって、人が娘婿さんの会社のことを余り言うのはどうかと思いますけれども、大体、結構その筋の人は知っている、

このことはね。ということで、弁護士さんも知っていましたけれども、このことは平成17年に120,000千円の負債総額であったということを人から聞きましたけれども、これは事実かどうか教えていただきたいと。

それから、議会だよりは、身内の借金返済にも充てているというふうに編集をして表現してあります。ですから、この点は一応、私も問題にはしてはいますけれども、この会社の負債は、倒産させていないとすると市長が支払われたのかどうか、それから、市長の資産報告の中にはこの件の負債も含まれているのかどうかもお聞きしたいと。

それから、私もちょっと、ずっとコピーをもらいましたので調べてみたら、去年の平成24年1月1日の資産報告は約37,000千円の収入がありますね。退職金がありますから、18,000千円ぐらいね。で、税金が6,000千円ぐらいあって、31,000千円とある。それから、借金も返済されていますからね、去年まで4,000千円ぐらいでありました。それから、債務保証の105,000千円、貸付金の7,250千円、不動産も変化がずっとなかったもので、これは差し引きますと、生活に27,000千円程度も使われているということになるんですね、計算上は。ですから、平成24年資産報告についての説明を求めたいと。訂正があれば訂正してほしい。これは自己申告ですからね、で、罰則もないんですから、訂正があればしてほしいと。そうすると、あとは県の保証協会絡みの借金等がないんでしょうかということですね。

それから、もう1点も、これもこのごろ、私のほうに有権者が言うてきたんですけれども、ファスモという株式会社がありますけれども、これは市長が社長で、ここに貸付金も7,250千円ですか、されている会社です。で、この会社はプレハブのレンタルとか、建築資材等を販売しているというふうに聞いています。例えば、新消防署が今度は道の駅の前に建っていますけれども、そこに大きな2階建てのプレハブがあるけれども、これはファスモさんからというふうに聞きました。これが事実かどうかというのをちょっとお聞きします。

それから、ファスモへの市長への貸付金は、7,250千円がずっと五、六年続いていましたんですけど、平成25年度で1,500千円に減っていると。だから、5,750千円減少しているということです。それで、私がちょっと聞きたいのは、市長が社長のファスモ株式会社、これが市の指名業者にですね、市の公共工事関連でレンタルとか販売をすることは、これは政治倫理に違反しないのかどうかね、抵触しないのかどうかを、ちょっと市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後になりますけれども、私もみやまエネルギー開発機構に対する出資は、市

長は20,000千円の出資は市からすべきじゃないというふうに言いました。それで、市長さんも10,000千円出さないよと言いましたね。私もだから、1人10,000千円も出すということでしたんですけれども、賛成、一応取締役ですか、ということで出資が決まっています。

そしてまた、みやまエネルギー開発機構に対して、私もいろいろ情報公開請求でしましたけれども、一応取締役の名前は出たけれども、そういう具体的ないろんな、例えば、出資者の名前とか、それから、配当の計画書とか、そういうのは全然出ていないので、それはまた異議を申し立てたいと思っていますけれども、一応2割ちょっとということが25%以下ということで、そこら辺は情報公開の議論するところがあるかもしれませんね、法律的には。そこはまた勉強しながら、できるだけその情報は皆さんに知らせるべきだと私は思っています。

といいますのは、40人ぐらいの出資者があったということも聞いていますしね、市も20,000千円、筆頭株主ですけれども出していますので、そこら辺のことはやっぱり議員としてもちゃんと調査して、市民の皆さんにもお知らせすべきじゃないかというふうに思っています。

それから、先日、高野副市長が取締役になられたということをお聞きしました。そいけん、あと1人は中原電工の中原さんじゃない方がなっておられますね。そうすると、あとは税理士の方が監査役ということで、それは情報公開いただいております。そして、先回るときは、私、取締役に出資してなりたいということを市長にお願いしましたところ、おまえは18億円の債務保証し切らんだらうということで、それはもう私もできませんからね、18億円もは。ところが、借金をです、1,150,000千円ですもんね、今回調べた情報からしたら。金融機関からそれぞれ4億円とか450,000千円とか借りていますけれども、ですから、18億円の債務保証というのは、やっぱりそれは間違いじゃなかったのかなというふうに思っています。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、質問中ですが、みやまエネルギー開発機構は、市とは関係ない個人の企業ですから、質問の要旨からそれないようにお願いしたいと思います。

○1番（田中信之君）続

じゃあ、最後をお願いしますけど、私もこの前もある議員さんから、おまえ簡単に引っ込むとか、ちょっと言われましたんですけれども、私もだから、もし可能なら20,000千円を出資したいと、そして、ぜひ取締役になりたいと、で、高野氏と同じようになればという

ふうに思っています。議員として出資した会社のチェックは必要であると思っておりますけれども、取締役になれるかどうかをお聞かせいただけたらと思っています。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

田中議員の資産報告、情報公開、政治倫理についての御質問にお答えいたします。

その前に、まず、田中議員が間違っておられるのを1つ指摘いたします。

私は、18億円の保証とか言っておりません。12億円でございます。議事録を調べたらわかると思いますよ。12億円でございますので。そういったことで訂正をいたしておきます。

それから、私の財政状況をいろいろ言われましたけど、私より詳しいなと思いました。私はわからないんですよ。あなたのほうがよっぽど私の財政力については詳しいからびっくりしました。まあ、そうしたことで。

で、600千円の市長への給与、これは瀬口さん、私がもらっている筑後機材ですね、これは、みやまエネルギー開発機構は瀬口さん個人の会社やないんです。これは皆さんの会社で、団体の代表みたいなものですから、筑後機材とは全く無縁のところでございますので、私は政治倫理には違反しないと思っておりますので、よろしく願います。そして、これはもうこの間、答えておりますので、それ以上はもう答えられません。政治倫理には違反しないと思っておりますので。

それから、ファスモの件でございますが、これは15年ぐらい前から、この会社が私の娘婿が経営しておりましたので、そういうことで私がかわりに社長になっただけで、全くの商品の売買でございますので、普通の商取引で、市との契約は全くしておりませんので、これも政治倫理には違反しないと思います。久留米から大牟田までの建設業者とは全部取引していますから、以前から取引しています。ただ、今度の、私も知らなかったんです、あそこに納入しているということは。後でわかったんですけど、一応請負業者から入札の形で、一番安いところに決めるからということで、応札して落札したものだと思います。市からのあれじゃないです。業者の落札ですから普通の商取引だと、私はこのように思いますので、全く倫理には違反していないと、このように思っています。あなたから教えてもらいました。知らなかったんです。そういうことです。

あとは、みやまエネルギー開発機構ですか、みやまエネルギー開発機構への出資と取締役への就任希望についてでございますが、まず、前段のこの会社に対する情報はほとんど開示されておらない、納得できないということについては、さきの6月議会で一般質問において答弁させていただいております。重ねての答弁になりますが、市が保有していない情報については、みやま市情報公開条例第28条に、「出資法人等及び市が補助金、助成金、負担金等を交付している団体が保有する情報であって実施機関が市政情報として保有していないものについて、この条例の規定に基づき公開請求があった場合、市長は当該出資法人及び補助金等交付団体に対して、当該情報を市長に提出することを求めるものとし、当該出資法人等及び補助金等交付団体は、速やかに、これに応じるように努めなければならない」と、出資法人等の情報公開にかかわる努力義務が規定されております。

先般、公文書開示請求書により、市はみやまエネルギー開発機構に対して、条例第28条に基づく情報の提出を求めたところ、みやまエネルギー開発機構により文書にて回答がございました。その文書は、一旦、市の公文書として保有した後は、情報公開条例に基づく情報公開の対象となることから、その文書を開示させていただいたところでございます。

次の段階の取締役に成れない理由を述べよということについては、市が出資している法人ではありますが、取締役の選任を初め、会社の経営に関する件につきましては、取締役会及び株主総会で決定することですので、御質問に対してはお答えできる立場にはありません。ただし、経営に対するチェック機能として、高野副市長が取締役に就任しておりますので、市に重大な影響を及ぼすような事案が発生した場合には、速やかに御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

答弁していただきまして、ちょっと、まず1点目は、感じたのは、市長さんの娘さんの会社とファスモとは別会社ということで、法務局で私もちょっと調べましたら、別々になっていきますね。だから、ファスモさんの目的が「聴取不能」をつけ加えてありますからね、今のところね。だから、2つとも生きておるといようなことは、一応私も調べさせていただきました。

それで、1番目の、要するに600千円ですか、それは市長の答えは、要するにみやまエネルギー開発機構とは、一応体質は、みやまエネルギー開発機構はたくさんの方が出資、40人ぐらいと聞いていましたけれどね、しかし、その株主の名前はまだ出せないということやったんですね。で、筑後機材のほうは、一応小さな——小さいと言うと失礼ですけども、何人かの取締役と会社ですからね。そこら辺は、出資者の数とかはね、それから会社の規模ですか、資本金とかは違うというふうに思いますけれども、そいけん、そこら辺は、だから私も倫理に向けて——倫理ですからね、これは。法律じゃないから。だから、個人の市長の判断で、瀬口組さんとか、瀬口舗道さんから、市長になられた段階でお金は辞退されましたもんね。それはこの前もちゃんと確認して、3月31日、なられた年のですね、で辞退されているということで、それは私もなるほどいいことされているなというふうに思っていたんですよ。

だって指名業者ですからね。今回の場合は、筑後機材さんは、やっぱり瀬口社長さんの——S社長の会社でね、ずっとやられていると。フクナンからも途中でやめられましたもんね、お金もらうのは。ですから、それはいい傾向、私は市長としてはいい方向だというふうに認識していたんですよ。で、今度またみやまエネルギー開発機構に、Sさんはだから10,000千円ぐらいと聞いていましたけどね、資本金は。で、市が20,000千円でしょうが。で、あとは40名ぐらいの株主で97,000千円ぐらいですか、今のところ。で、資本が2億円ということで、2億円まで資本金をふやせるというようなことだと思いますけれども、そういった会社であると。

そいけん、私の感覚としてはですよ、年間600千円ですからね、月じゃないから。ですから、それはやっぱりみやまエネルギー開発機構に20,000千円出資して副市長も出られるということであるからね、そこはやっぱり辞退されたがいいんじゃないかと、対外的にね。それは私の見解ですね。まあ、政治倫理審査会がどういうふうに言うか知りませんがね、政治倫理審査会も一応、今後その判断を仰いでみたいと思います。ですから、それはもう法律違反じゃないですからね、だから、そこら辺は私の要望として申し上げたいというふうに思っています。

それから、あとはですね、私も情報公開でいろいろとりましたけれども、これが今、一応、筑邦銀行から450,000千円、それから県南信用組合から4億円、それから株式会社佐賀銀行が2億円と、それから大牟田柳川信用金庫が1億円、で、協調融資の合計が1,150,000千円

というふうに、これは開示いただきましたね。それで、15年3カ月で返すと。で、2%の変動金利だと。それから、延滞ですか、遅延の損害金は14%ということで、あと担保条件としては、集合動産担保、それから太陽光発電設備一式、それから債権譲渡担保、これは九州電力へ売電する権利、それから、あとは保険質権設定、これは動産保険とかですね、損害賠償保険とか、所得補償保険とか、こういうふうに関示はいただきました。

しかしながら、今度取締役がですね、これも開示いただきましたけれども、中原電工のサカモトタカヒロさん、この人は所有株式がゼロですね。それから、あとはみやまの副市長の高野さん、これも所有株式がゼロだと。それから、監査役は、これは税理士のサカタさんということで、この方も株式はゼロだということで開示いただきましたけれども、私が最初お聞きしたときは、中原電工さんが社長で、10,000千円やったでしょうが。で、亡くなられて、そいけん、この中原電工の、サカモトやから息子さんでもないわけですもんね。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、きのうも御承知おいていただいておりますように、きょうに挑んだ議会運営委員会を開催していただいて、ほかの議員さんも全部待っていただいている全協を開催して、その結果を報告済みでございます。で、確認がですね、固有名詞を出さないというようなことで質問をお願いしたいということで決定しておりますので、そこのところ十分御配慮いただいた質問をお願いしたいと思います。

○1番（田中信之君）続

ですから、何というかな、例えば、ほかの株主の方はたくさん、ほかにも何人か聞いていますけれども、10,000千円出した人とかですね、そういう方たちは取締役にならないで、株式がゼロの人が取締役になっている理由はどういうことでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これは株主総会で決めたことです。私が決めたことでもないし、市で決めたことでもないわけです。株主総会で、まず、最初言われた10,000千円の出資者が五、六人いらっしゃるんですよね。その中から十分、12億円の保証ができる方を2人、社長と会長、代表取締役に選んだわけです。ところが、片一方の方が亡くなられたから、その娘婿さんを送られたわけです。これを社長に、自分のかわりにやってくれという会社の意向でした。会社ぐるみで保証

していらっしゃるんですね。電気会社と、いわゆる舗道会社の2つで。会社ぐるみで。だから、みやまエネルギー開発機構が倒れたら、その会社は2つともだめになりますよね。そういった、非常に命がけでやっているというのが1つ。

あとは全部株主総会で、市からは——これは高野副市長はわかっていますから、名前は言うていいと思いますけど——高野副市長が20,000千円出資もしてまして、大切な土地を貸していますから、高野副市長が取締役になっていただくということで株主総会の了解を得ておりますし、監査役も詳しい税理士さんが監査役がいいだろうということで、株主総会でそういうふうに決まっておりますので、あなたがもしなられるとするなら、株主総会の了解を受けなければ、それがもしできなかったならばなられないわけ、どんなになりたくてもね。私もなろうと思っても、株主総会の承認を受けなければいけないので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

市長にもちょっと申し添えておきますけれども、ここはみやま市議会でございます、市議会に対する一般質問が行われておるわけですね。ですから、西原親じゃなくて、みやま市長でございますから、このみやまエネルギー開発機構は、これは個人の会社なんですね。市がもともと、市の土地の貸与は間違いないけれども、この部分、十分認識いただいた御答弁をいただかんといかんと思います。よろしく願いしておきます。

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

そしたら、今、ちょっと18億円は私の勘違いやったというか、12億円ということで、舗道の方と電工の方とそれぞれ18億円されているんですか、あるいは半分ずつとか、そこら辺の情報はお答えはできないですか。それぞれ18億円、そこはちょっとわからん。（発言する者あり）わからんですか。

○議長（牛嶋利三君）

市長、わからんじゃなくて、質問者に対して答弁できんところは、もうこれ以上の答弁はできませんということで御回答をお願いしたいと思います。

西原市長。

○市長（西原 親君）

答弁できません。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

私もいろんなことを言い出しっぺというが、20,000千円は議員とか、こっち側は6,000千円とか、そっち側は10,000千円だからいいけれども、普通の人には3,000千円とか4,000千円だから、やっぱり出資すべきじゃないというようなことをずっと言ってきましたもんね。それで、やっぱり市としての責任もあるから、高野副市長が取締役にいられたのは、それはもういいことだと、チェックしてもらわなきゃいかんから。ただ、議会としても重要な案件でございますから、私は議会としても誰かが入るべきじゃないかというふうに思っています。そして、私もだから希望しているんですけどね。それはもうでけんて言われれば、瀬口カズヨシさんは面識がありますけれども、やはり市長のリーダーシップで会社もできていると、ずっと何件が回られてから出資者を募集されたいきさつも私聞いていますからね。そういうことであるなら、私も10,000千円か20,000千円入れて、そこでチェックしたいというふうに思っていますけど。

そして、太陽光自体についても私も興味あるんですよ。例えば、もうかなり荒れているでしょう、どこも。それで、例えば、名古屋あたりはハウスをつくって、その下で作物をして、農地のまま太陽光発電されているというケースがたくさんありますね。それから、デコポンの上にはですね、これは九電工ですか——が組んで、そういったちょっと角度を動かすようなことで、農地の上に太陽光をつくっているということがインターネットで見たらたくさん事例があるんですよ。

ですから、特に山川地区なんかですね、荒れている土地とかたくさんありますので、そういったところに、例えば、シイタケの栽培とかしたら、農地のまま太陽光は、できればですね、太陽光の収益とシイタケならシイタケ、あるいは植物ですか、日陰の植物を採用したら農地として認められるところもありますからね。そうすると、やっぱり太陽光のほうの収益のほうが作物よりも高いケースがあるというふうに聞いています。

特に農地の場合は、先ほども空き家対策の話がありましたけれども、要するに固定資産が非常に高いんですよ、雑種地になりますからね。そいけん、雑種地が一番高くて、今度は宅地が安いでしょう、家があったら。だから、家を解いたら、今度はばんと上がるからね、固定資産も。特に、だからそのケースが農地だとすると、極端に安いでしょうが。ですから、

農地のまま太陽光を設置して、そして、その条件はいろいろ農業委員会とかに聞かにかいかなと思えますけれどもね。それで、その下で、例えば日陰の植物をつくったり、シイタケ栽培みたいなことをして、そうすれば、農地は物すごく安いですからね、雑種地ならば平米、だから、1反当たり70千円から80千円払わやんですもんね。そうすると、税金で取られてしまうということでもありますから、そういったことも含めて、非常に今から検討する余地は——私も非常に興味を持っているんですよ。ですから、市長のリーダーシップによって、私も何とか一員に入れていただきたいということを要望しておきます。その件、どうですか。だめですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

議会代表として入りたいということでございますので、議会で議論してございませんか。検討してございませんか。議会で田中議員をそこに送るかどうかを、議会でひとつ決めて、議長さんをお願いしたいと。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

それは議会ということなので、牛嶋議長にまた後で相談に行きたいというふうに思っています。

それから、いろいろ公文書の不存通知をいただきました。しかし、こういうことは、例えば取締役会の議事録、これはやっぱり市として持っとかにかいかなと思うんですよ。ですから、これは非開示やったですね。それから、富士電機さんは富士通の親会社でございますから、ですから、高野副市長は富士通におられたということで、富士電機へのどれくらい支払われているかということとか、お聞きしています。これはまた、今、一応文書不存ということですがけれども、まず、出資者名とかも出てきていないんですよ。40人ぐらいね、前聞いたけど。そういうのはやっぱり皆さんに公表すべきだというふうに私は思っています。例えば、市が出資しているから、反社会的勢力の方はいないとか、そこら辺はわからないわけですよ。ですから、こういった出資者の名前とかね、あるいは幾らとかね、これは出していただきたいなというふうに思っています。

それから、ことは、今回の総会ではコストがかかり過ぎて赤字だったかな、で、配当はないというふうに書いてあります。ですから、じゃあ、次の期には、例えば、見込みですけどね、どれくらいの配当があるか、計画が。そういうのを出していただきたいなど。当初は一応、市長は8%ぐらい回るというようなことをおっしゃっていましたからね、次のは5から8というふうになっておりましたけれども、40名ぐらいの方と聞いていますけど、出資されていますので、やはり配当計画書とか、わかる範囲でお知らせするべきじゃないかというふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか。

それから、あと1点は、副市長を取締役にお願いされたわけでもんね。そのときお願いした文書なんかはないということだったんですけど、全部それは口頭やったわけですかね。

以上。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

みやまエネルギー開発機構と相談して、みやまエネルギー開発機構が出せる範囲で開示するようにしましょう、できる範囲で。（発言する者あり）今言われたやつで、できるやつとできんやつとあるかもしれませんので、一応先方のほうに聞いて、できるやつは開示するということです。

それと、高野副市長を取締役にということは、これは文書ではしておりません。口頭でお願いをいたしました。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

ですから、本来は市ですから、一応文書でもってお願いするとかいうことはすべきじゃないかというふうに私は思っております。例えば、ヨコクラ病院に対する文書もなかったですからね、情報公開した場合は。ですから、やっぱりある程度市として、行政ですからね、やはり大きな問題は文書で出していただくと、市長名でですね。そして、担当にもそのことを伝えて、例えば一緒に行くとかね、やっぱり市長単独じゃなくて、組織ですから、担当課と部長とか、一緒に行動していただきたいなど、これは要望でございます。

そいけん、今回はだからそういうことで、できるだけですね、特に配当の計画、皆さん不

安がってあると思うんですね。本当に出資した、で、配当があるのかとかですね。そこら辺はやっぱり私ども、市も20,000千円出していますからね、それは非常に重要な案件だと思うんですよ。ですから、何かコストが高くなったというだけじゃなくて、どういうところでコストが高くなって配当がないのか、そこをやっぱり今後市長さんからも強く言っていただいて、そして、一応計画はこうであると、ところが、次に、例えば、1期たった後に配当が減ったというのはこういう理由で減りましたと、そこはやっぱり情報を開示していく責任があるんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私の会社じゃないからはっきりわかりませんが、最初はですね、1年目は配当はないということで出資を募集しているんですよ。1年目は配当はないと、1期目は。で、2期目から配当します。それは8%から10%だということで、私は十分配当はできるんじゃないかと思っております。8%から10%。高くなったから配当がないということじゃないんです。最初から、1期目は設備とかなんとか要るから配当はありませんと、2期目からやりますということではっきり言っています。で、2期目からは8%ないし10%はできるんじゃないかと、また、できるというようなことで社長も言っていますので、恐らく間違いはないと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そうしましたら、そういった、できるだけ書類でもって出していただくと。例えば、発電の売電が幾らだと、それから減価償却が幾らだと、そういう計画書というのは会社が全部つくと思いますので、そういうことはやっぱり市の責任としても、40人ぐらいですか、おられるとするなら、そういうことに対しても知らせる義務があるんじゃないかというふうに思いますので、今後もそういったことでもって、私も今後も質問し続けると思いますので、その辺は今後ともよろしくお願いいたします。

これで第1問目は終わります。

○議長（牛嶋利三君）

どうぞ、2問目続けてください。

○1番（田中信之君）（登壇）

続きまして、統合小学校における小中一貫及び小中連携教育についてお伺いいたします。

いろいろ学校のことも議員になってから、山川中学校のグラウンド内に校舎を建てるというようなことで、私はそういった経験者、小学校6年まであそこで中学生と一緒に過ごしたという経験もあって、一生懸命反対運動をしました。結果的には今のところ、飯江小学校に4校統合でつくるということになっています。しかしながら、まだ住民の皆さんが十分理解はされていないんじゃないかというふうに思っております。特に4校区の住民の方々に対する説明は、まだ十分なされていない現状だというふうに思っております。

それで、1番目として、統合小では、まず、小中一貫を目指すと言っておられましたんですけども、小中連携を目指すのか、小中一貫を目指すのかですね、ここを答えていただきたいと。

それから、みやま市の他地区の小学校でも小中連携教育と統合小と同じレベルで実施するのか、あるいは統合校だけほかの小学校と違ったカリキュラムで、違ったレベルで実施するのかということもお聞かせください。

それから、タイトル2として、統合小と山川中の校長さんは1人か、あるいは2人か。そいけんがら、このことは龍教育委員長ですか——が検討委員会のときに、校長さんが2人のところは小中連携はうまくいっていないというようなこともありましたので、多分2人だと思えますけれども、別々か、1人の校長が併任するのかということをお聞かせください。

それから、山川中学校と高田中学校の統合の計画はあるのか、将来的にですね。山川中では、例えば、3クラスとか、4クラスとかなった場合でも、山川中単独だけで山川中を存続させるのかどうかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、小中一貫教育の研究会をずっと今までされていると思えますけれども、これまでの活動内容と研修内容について、それと資料があれば出していただきたいと。

それから、つけ加えまして、小中一貫教育は、あるいは連携教育とかについての賛否両論の学者さんもおられると思えますけれども、そういった大学レベルでいいと思えますけれども、そういった論文があったら、そういったことも紹介してほしい、あるいは示してほしいということです。

それから、この前の、先回もお伺いしましたけれども、アンケートを実施せよということ

について、前回は質問に全然答えていただいております。で、アンケート、あるいは投票、これをだから最終的に住民の皆さんにいろんな情報をお知らせして、最後はとっていただきたいと。で、統合校を最終的に建設着手する前に、地域住民や保護者へのアンケートを、これは大牟田地区が実施しているというふうに聞いていますので、そういったことをしてほしいと。また、大牟田が実施したアンケート、どんなアンケートをとられたのかですね、それも議会に、あるいは住民に示してほしいということです。

それから、最後になりますけれども、統合した場合には、山川東部、山川南部、それから竹海小、3小学校が残るわけですが、それで、住民の皆さんも後はどげんなっじゃろかんもということで、非常に不安がっておられます。あるいは学校にたむろしたり、あるいは防犯上も非常に問題があるんじゃないかというような声も出ていますので、計画があれば検討しているのかどうか、そこも含めてお知らせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

田中議員の山川東部小学校、山川南部小学校、飯江小学校、竹海小学校の統合小学校における小中一貫及び小中連携教育に関する御質問にお答えします前に、4校統合小学校の建設場所を飯江小学校及びその周辺と決定した経緯について、簡単に御説明しておきたいと思えます。

議員の皆様には、既に8月の例月全員協議会におきまして御報告させていただいたところでございますが、去る4月17日に開催いたしました教育委員会臨時会におきまして、山川市民センター西側市有地及びその周辺への4校統合小学校建設の断念を決定して以降、その建設場所については、市長と教育委員との意見交換や教育委員会の内部協議を重ね、慎重に検討してまいりました。

4校統合を取り巻く状況は、1つ目に、統合小学校の建設予定地をめぐるこれまでの議論の経過や、市長部局、市議会、保護者、住民等の現状認識を総合的に勘案すると、山川中学校敷地内への建設は非常に厳しい状況であること、2つ目に、飯江小学校の複式学級は統合することでしか根本的解消が図られないため、統合小学校の場所を確定しないままに、これ以上の時間の経過は許されず、結論を先送りすることはできないこと、3つ目に、来年度、

市の農業振興地域整備計画が全面的に見直されることに伴い、農振除外の受け付けが停止されるため、学校用地として新たに農地を取得する場合は、本年末の受け付け期間内に申し出なければならず、確定的な方針を決定する時期に来ていること、最後に、4校PTAや地域の区長さんを初め多くの方々の御意見、さらに、これまでに出されました陳情書や住民説明会での意見を振り返ると、4校統合自体は支持されており、場所さえ確定できれば早期の4校統合は可能であること、4校統合に関してはこのような状況でございます。

特に教育委員会では、中1ギャップの解消や教員の意識改革など義務教育の効果をより高めるため、これまで一貫して山川中学校との小中一貫教育を目指してまいりました。再編計画においても、統合小学校は山川中学校に併設すると明記しているとおおり、教育委員会としては、4校統合小学校は中学校敷地内建設が理想だと考えております。

しかし、そのことについてはノイジーマイノリティーの影響もあり、今日までどうしても保護者や住民の皆様のご理解を得ることができず、結果として議会の合意が得られる見通しが立たないため、中学校敷地内は断念せざるを得ないと判断いたしました。その上で、学校再編は学校規模の格差による教育上の問題を解消し、できるだけ適正規模の学校になるよう行うものであり、小規模校の課題解消、とりわけ複式学級の解消が最大の目的であることに立ち返り、最善の場所を模索してまいりました。そして、山川中学校以外の場所で4校区の中心付近にあり、既存施設を有効活用でき、経費的にも抑制することができ、そして、何よりも保護者や住民の皆様のご十分な理解が得られる場所としては、現在の飯江小学校の位置が妥当であるとの結論に達し、7月12日の教育委員会定例会において、4校統合小学校の場所を飯江小学校とその周辺と定め、平成28年4月の開校を目指すことに決定いたしました。

そこで、具体的事項1の、統合小学校では小中一貫教育を目指すのか、小中連携教育を実施するのかについてでございますが、先ほども触れましたが、教育委員会では、4校統合小学校は山川中学校と併設または隣接して設置し、小中一貫教育を目指してきましたが、最終的には4校統合小学校の場所を現飯江小学校とその周辺と決定いたしました。飯江小学校と山川中学校は直線距離で約500メートル、443号バイパスを使いますと800メートルの距離がございます。小・中学校がこれだけ離れますと、私たちが理想とする小中一貫教育の実践はまず不可能でございます。しかしながら、この4校統合小学校の開校により、小・中学校の関係が市内の中学校区で唯一の1小1中となりますので、他の中学校区ではできないような緊密な連携を図ることが可能となります。そこで、相互乗り入れ授業の実施や教職員間での

情報の共有化など、1小1中のメリットを最大限に生かした、より質の高い小中連携教育に取り組んでいきたいと考えております。

また、他の小学校でも4校統合小学校と同様の小中連携教育を実施するののかとの御質問ですが、みやま市では既に各小・中学校がそれぞれの置かれた環境の中で連携の取り組みを行っております。4校統合小学校以外は複数の小学校が1つの中学校に集まる形となりますので、4校統合小学校と同じレベルでの小中連携は物理的に困難です。しかし、4校統合小学校と山川中学校との連携に学ぶべきところは多いと思われまますので、取り入れられるところは積極的に取り入れながら小中連携教育の充実を図り、また、後ほど御説明させていただきますが、小中連携教育で期待される規範意識の涵養と社会性の定着、学力の向上、中1ギャップの解消などの実現を期し、みやま市全体として教育のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、具体的事項2の、統合小学校と山川中学校の校長は別々で2人か、兼任で1人の校長かについてでございますが、先ほども御説明しましたとおり、4校統合小学校と山川中学校とはそれぞれ通常の学校ということになりますので、当然、校長もそれぞれに配置することになります。

また、山川中学校と高田中学校との統合計画についても御質問いただいておりますが、現時点では山川中学校と高田中学校を統合するといった計画はございません。山川中学校の生徒数の推計では、当面の間は1学年2学級を維持できる見込みでございます。

次に、具体的事項の3の、小中一貫教育研究会のこれまでの活動内容、研究内容についてでございますが、平成24年度の小中一貫教育研究会では、次の大きく6点につきまして調査研究を進めてまいりました。1点目に、なぜ今、小中一貫教育が推進されようとしているのか、その推進理由と背景、2点目に、小中一貫教育とは何か、その定義及び目的の明確化、3点目に、全国の多様な小中一貫カリキュラムの調査研究、4点目に、山川中学校区児童・生徒の実態調査、5点目に、山川中学校区小中一貫校——仮称でございますが——の教育理念、目標、6点目に、同じく仮称でございますが、今後の山川中学校区小中一貫校推進のための研究・検討スケジュールでございます。

まず、1点目の、なぜ今、小中一貫教育が推進されようとしているのか、その推進理由と背景についてでございますが、子供たちを取り巻く社会環境が変化し、それに伴い、さまざまな教育諸課題が発生していることへの対応や、6・3制では対応し切れない子供たちの心

身発達の変化への対応等から必要性が高まっていることを確認してまいりました。

次に、2点目の、小中一貫教育とは何か、その定義及び目的の明確化についてですが、中央教育審議会初等中等教育分科会の意見を参考に整理いたしました。つまり、小中一貫教育の目的は、小・中学校教職員が義務教育9年間の教育活動を理解することで、9年間の系統性を確保し、教育基本法、学校教育法に新たに規定された義務教育の目的、目標に掲げる資質、能力、態度に基づいて策定された学習指導要領に示されました教育目標・内容をよりよく達成することを目指すもので、小中一貫教育の定義は、小・中学校で9年間を通じて共通の目標、指導内容及び指導方法等に一貫性、継続性をもって実施される教育ということで確認したところです。

次に、3点目の、全国の多様な小中一貫カリキュラムの調査研究についてですが、各地の学校で、地域の子供の状況に応じて多様なカリキュラムが模索されており、特徴的な区分を採用した学校を参考にしながら、みやま市に適したカリキュラムを探りたいと考えました。

全国を見ますと、小・中学校での9年間を区分するのに、大きく7つのパターンがありました。つまり、4・3・2型、あるいは4・2・3型、3・4・2型、2・3・4型、4・5型、5・4型、5・2・2型などです。

例えば、4・3・2型を採用している品川区の日野学園は、今の子供の身体的、精神面の発達などを踏まえて、義務教育の9年間を1年生から4年生、5年生から7年生、8、9年生という4・3・2の3段階で捉えています。4年生までは学級担任制ですが、5年生以降は教科担任制としています。つまり、従来の学校であれば、中1——7年生ですね——から始まる教科担任制を5年生の段階にまで早めているのです。このことについて担当者は、4年生までは学級担任制、5年生以降を教科担任制にしたのは、4年生までの段階では、国語の力を伸ばす、算数の力を伸ばすといった個別の教科の学力向上ではなく、学級担任が子供のさまざまな学級活動、学校生活に目を配りながら、全人的に子供の力を伸ばしていくことが重要だからです。5年生以降になると、教科の専門的な内容に対する興味、関心がより高まるため、教科担任制のほうが子供の発達段階に適合していると判断しましたと述べておられます。

このように、先ほど述べました7つのパターンのそれぞれに理由があり、これらを参考に、みやま市に合った区分を探ろうとしていたわけでございます。

4点目に、山川中学校校区児童・生徒の実態調査についてでございます。

各学校から参加いただいている先生方から、当該地区の児童・生徒の教育課題として、自発性、積極性が弱い、自分の考えを自分の言葉で語り、相手を説得するような力が弱いと、郷土愛が低く、自分に対する自信と誇りが低い等の意見が挙げられましたので、HUMANⅢ新道徳性検査、全国学力・学習状況調査における児童・生徒質問項目、自尊感情テスト等を分析し、その教育課題の明確化に取り組もうとしていたところでございます。

5点目に、山川中学校区小中一貫校——仮称でございますが——の教育理念、目標についてでございます。

小中一貫校の教育目標として、「しなやかな知恵をもち、自らの生き方を主体的に切り拓く創造性にあふれ、自他共に伸びようとする児童・生徒の育成」、キーワードを「自発的精神の涵養」、「人間関係形成力の育成」、「知恵の育成」として提案し、これをたたき台として検討を重ねていたところございました。

例えば、自発的精神の涵養につきましては、児童・生徒が勉強するにしても、掃除するにしても、彼ら自身がそれをしたいという気持ちにならなければ自発性行動は起こさない。9年間を通して、知恵の育成を目指す日常の主体的な授業、学校行事等を中心にした異校種間交流活動、児童会と生徒会との連携による自主的な活動等を通して、児童・生徒が自分自身のために、あるいは友達のために、学級のために、学校のために何らかの行動を起こそうとする自発的精神を涵養することは、自立・協働・創造に向けて大切な精神のありようであり、全人的な人間教育の源となるものであるといった文言一つ一つを検討し、小中一貫教育にふさわしい教育目標をつくり上げようと協議を重ねてまいりました。

最後に、6点目の、今後の山川中学校区小中一貫校推進のための研究・検討スケジュールにつきましては、平成27年度開校に向けて、学校としてやらなければならないことを洗い出し、どのような組織体制で、どの内容をいつまでに作り上げていくか等について細かく検討していたところでございます。

以上のように、小中一貫教育研究会において調査研究を進めてまいりましたが、平成24年11月30日の開催を最後に休会せざるを得ない状況となってまいりました。つまり、小中一貫教育研究会では、4校統合小学校と山川中学校との施設併設または隣接を前提に調査研究を進めてきたわけですが、用地交渉の経過から、併設または隣接での施設整備が先行き不透明となったため、引き続きの調査研究は難しいと判断したためでございます。したがって、それ以降は開催されていないことを申し添えておきます。

次に、小中一貫教育、小中連携教育についての賛否両論の著名な教育学者、大学の論文を示せとのお尋ねですが、何をもって著名とするのかが明確ではございませんし、そのような調査もしておりませんので、お答えしかねます。

次に、具体的事項4の、アンケート投票の実施を約束せよについてでございますが、田中議員より6月議会でも同様の御質問をいただきましたが、その際は、今後の進め方について具体的にお答えできる段階ではないが、保護者や住民の皆様に御理解いただけるような方向性をできる限り早急にお示ししたいとお答えしておりました。その後、教育委員会内部での協議を重ね、また、学校設置者である市長とも十分に意見交換をさせていただきました。その上で、山川中学校以外の場所で4校区の中心付近にあり、既存施設を有効活用でき、経費的にも抑制することができ、そして、何よりも保護者や住民の皆様の十分な理解が得られる場所として、飯江小学校及びその周辺と決定いたしました。これまで住民説明会等でいただきました保護者や住民の皆様の御意見からしても、この場所ならば必ずや御理解いただけるものと確信しております。

したがって、建設場所に関して改めてアンケートを実施する考えはございません。

計画の詳細については、今後、保護者や住民の皆様へ御説明し、十分に御理解をいただかなければならないと考えておりますが、新たな学校用地については、私が直接地権者の方々にお会いし、御相談申し上げているところでございます。用地についてある程度の目途が立ちましたら、住民説明会を開催し、具体的な配当計画や整備スケジュール、通学区域や通学方法など4校統合小学校のできるだけ具体的な姿をお示ししたいと考えております。時期は、10月から11月ごろを予定しております。

なお、大牟田市教育委員会で実施されましたアンケートの件でございますが、大牟田市では再編整備第2次実施計画の策定過程において、諮問機関の求めに応じアンケートが実施されているようですが、これは最終的な統合の是非を決するために行われたものではないかと理解しております。また、その内容等につきましても、当委員会では公文書としては保有しておりませんのでわかりかねます。

最後に、具体的事項5の、山川東部、山川南部、竹海小の3小学校の統合後の活用を検討しているかについてでございますが、こちらについては私の回答の後に、市長より市長部局としての考え方を回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、4小学校が統合しますと、山川東部小学校、山川南部小学校、竹海

小学校の3校は廃校となります。学校が教育施設としての役割はもとより、施設開放による各種スポーツでの利用や地域のお祭りなど交流イベントの場、あるいは災害時の避難所など地域コミュニティーの中心施設としての役割も担ってきただけに、廃校による地域の疲弊を心配する声は住民説明会の中でも出されておりました。そのような経緯を踏まえ、跡地活用につきましては、教育委員会が所管する学校統合協議会とは別に検討組織を立ち上げ、市長部局において総合的に検討いただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、田中議員の質問に対して、今、教育長から克明な答弁をいただきました。もう既に時間が3分経過しておりますけれども、その分、田中議員についての質問に猶予しておるといふようなところを御理解していただきたいと思えます。

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

田中議員さんの、学校編制に伴う学校跡地の利用についてでございますが、まだ4校での統合協議もスタートしていない中でございますので、具体的な検討は行っておりません。

跡地活用の基本的な考え方でございますが、学校跡地は市民共有の貴重な財産でございますので、市総合計画との整合性に留意し、市全体の公共施設の配置状況等も勘案しながら、市民全体の利益という観点から最適な活用法を検討する必要があると考えております。

また、先ほど教育長が申し上げましたとおり、学校は地域住民の代々の学びやとして地域とのかかわりが深く、また、地域のコミュニティー活動の中心的な場所であることを踏まえ、跡地の活用に当たっては、地域の意向やニーズを十分配慮する必要があると考えております。そこで、跡地活用につきましては、統合協議のスタートと同時に、全庁的な検討組織として学校跡地利用検討委員会を設置しながら検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

いろいろと長らく進めていただいて、ありがとうございました。また、これをもう一遍読んでみて、また、地域の皆さんたちもこういったことがあったということでお知らせしたい

と思いますので、今後とも全力を挙げて業務の遂行をしていただきたいと思いますというふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これもちまして午前中の一般質問を終わり、休憩をいたします。休憩後の会議は13時30分から再開したいと思います。お疲れでした。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じまして、午後からの一般質問を続けてまいります。

続いて、17番壇康夫君、一般質問を行ってください。

○17番（壇 康夫君）（登壇）

皆さん、改めまして、こんにちは。17番壇康夫でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、人口流入及び定住化のための団地跡地の活用と企業誘致についてを質問したいと思います。

現在、みやま市では毎年約500人の人口減少が続いており、合併後約6年で約3,000人が減少しております。なお、ことしの7月末現在での人口は4万359人ということで、4万人を割るのはもう間近な話で、来年早々、平成26年度には4万人を切ってくるという状況であります。

なお、今月の広報みやまの、俗に言う市の広報紙ですけど、これで人口減少の対応策として、ここにも持ってきておりますけど、当然、市長も見ていただいていると思いますけど、住みたいまちとして選ばれるためにはということで、1面、2面に大きく載せてあります。この内容で空き家バンク制度、空き家のリフォーム費の補助制度、または子育て世帯、新婚世帯への家賃補助制度などなどが取り上げてあり、この中にも書いてありますけど、平成32年には3万5,777人になるという推計を記載してあります。

また、この広報紙には、人口流出、減少は市民生活の活力低下と地域経済や市の財政基盤に大きな影響を及ぼし、歯どめをかける施策、取り組みが急務であり、総合的かつ戦略的な展開を行うというふうにも記載してあります。当然、これについては市の発行責任者である市長も目を通された中での広報紙だと思います。

そういう中で、私は以前、ちょうど2年前ぐらいになりますけど、同様の人口流出歯どめということで政策的に質問を行いました。その中で、平成23年度から実施された政策として、小学校3年生までの医療費の助成制度という制度が平成23年4月からスタートしました。これ以外には大きな政策というのは、私なりには感じていなく、西原市長がそのときに申されたのは、光ファイバーの敷設、これにより人口増と企業誘致を行うという提言をされました。これによる効果が果たしてどのぐらいあったのか、私としては、効果はまだ、ほとんど薄いんじゃないかなと、また、そういう意味からしても、早急に対策的な政策を打ち出さないと、人口減少、少子化の歯どめにはならず、加速していく一方ではないかというふうに感じております。

そういった中で、具体的4点を以下質問していきたいと思えます。

まず1点目に、さくら団地が完成して、旧東町団地、堀池園の団地、この2市営団地の跡地を今後どのように活用していく計画でされているのか。ちなみに、現在、この2カ所の団地については解体工事が始まっており、なおかつ、今回の定例会において、中を通っている市道関係の廃止ということで、多分これは更地にされるということでの計画だと思えます。こういった市有地、市の団地跡地をどのように活用を今後していこうという計画で進められているのか、そこをぜひお聞かせいただければと思えます。

それと、人口歯どめ策としては、今後、この活用の仕方によっては地元の建設業、不動産業、こういったものによる分譲化なり、ニュータウン化ということも考えていくべきではないかというふうに考えます。

具体的事項2番目として、みやま市の市有地や市内の空き地、この辺に空き地利用による人口流入や定住化の促進策が何か考えられているか。市内には、旧消防車倉庫の跡地などを含め、いろんな形での市有地というんですかね、これと県が管理しております山門保健所、先ほど一部聞いたのは、これは民間に売買されているという話もありますけど、それ以外に西側にある上庄にあった県の団地の空き地があると思えます。こういった中で、今後、この土地利用をどういうふうに考えていくのか、その辺もお聞かせ願えればと思えます。

具体的事項3つ目に、今申し上げた内容は、どちらかというとハード的な、要は土地の利用ということになりますけど、ソフト的な政策、先ほど冒頭申し上げた、小学3年生までの医療費の助成というのにあわせて、いろんな形でのソフト的な政策が近隣でもやられております。そういった中で、例えば、大牟田市、南関町あたりですと、新幹線通勤による定期代

の補助、また添田町では、10日ぐらい前だと思いますけど、住宅地の無償提供を行うということもやっております。また、近隣では、筑後市で出生祝い金の100千円を支給したり、霧島市なんかですと、新築購入の、増改築も含めて、最高1,000千円プラスアルファということで支給されていると。また、ちょっと遠いんですけど、高知県のほうでは子育て支援金給付ということで児童手当と別に育児手当という形で第3子以降には月10千円を支給しているというような、いろんな政策があります。当然、結婚祝い金だの、入学祝い金だの、そういったものをいろんな形で出されています。そういった意味では、お金だけがいいとは言いませんけど、子育てをするなら、みやま市でと言えるような、子育て支援策を含めたソフト的な対応が必要であるというふうに考えています。

また、4つ目に、企業誘致による雇用及び定住化の促進を今後どのように計画して実行していくのかと。

市長は、以前の質問でも、インターチェンジの近くにまず土地を確保したいということでおっしゃっておりますが、今後どのようにこれを実行に移していくのか。現状、今どのような状況なのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

企業誘致に関しましては、いろんな課税免除などの雇用促進のための工業等振興促進条例、今回も議案として一部改正が出ておりますけど、こういったもの、また、企業誘致の報奨金制度、また用地等登録制度というものが多岐にわたってありますけど、こういった準備だけじゃなくて、まず、土地の利用が準備が必要だというふうに市長はおっしゃっていましたので、その辺、どういう形で積極的な誘致を進めていくのか、こういった実行が必要だと思いますので、以上、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

壇議員さんの、人口流入及び定住化のための団地跡地活用と企業誘致についての御質問にお答えをいたします。

本市の人口の推移を見ると、毎年、人口の1%強に当たる500人前後が減少をいたしています。この500人の内訳は、出生者より死亡者が多い自然減が約300人前後、転入者より転出者が多い社会減が約200人前後となっています。人口の減少をとめるためには、当然のことではありますが、出生者をふやし、死亡者を減らす、また、転入者をふやし、転出者を減ら

すことが必要となります。

人口は、市町村の活力のバロメーターであり、定住の促進は本市の喫緊の課題であります。本市でも定住促進を重点課題の一つとして、出生者をふやすための施策である乳幼児医療費の拡充や結婚サポート事業、また、転入者をふやすための施策として空き家バンク制度や家賃補助制度など、幾つかの施策を行っているところでありますが、人口減少をとめるには本市の人口ピラミッドを変えなければならないなど、一朝一夕にはできないのが実情でございます。

まず1点目の、東町と堀池園団地の2市営団地の跡地の活用計画についてでございますが、堀池園、東町団地跡地の利用については、本市の定住化促進に向け、宅地分譲を基本方針といたしているところでございます。定住促進の観点や瀬高駅近隣という立地条件のよさから、宅地分譲が最善であろうと考えております。

しかしながら、宅地分譲の条件として、面積規模の関係から、都市計画法にかかわる開発行為の申請が必要となりますことから、現状の隣接道路のままでは開発行為に適合いたしません。そのため、条件整備を行う必要があり、宅地分譲化については一定の期間が必要でございます。

現在、解体工事を行っておりますが、条件整備とあわせて、売却方法も検討してまいる所存でございますので、解体後、直ちに分譲はできない状況でございます。

次に、2点目の、みやま市有地や市内の空き地利用による人口流入や定住化促進策についてでございますが、まず、山門保健所跡地や県職員住宅跡地などの県有地でございますが、県有地のうち未利用地の一般的な取り扱いは、まず、県庁内の各課に利用照会をかけ、活用方法がなかった場合は、地元自治体に売却の意向を打診し、地元自治体に購入の意思がなかった場合は民間へ払い下げるとされています。

議員が上げられました土地のうち、山門保健所跡地につきましては、既に民間業者に売却されております。また、県職員住宅跡地につきましては、現時点で市が買収したり借り受けたりする計画はございません。

行政改革を推進する観点から、利用目的のない土地の購入は行わない方針でございますので、県の有効活用に期待するところでございます。

また、市有地の空き地、いわゆる市の未利用財産につきましては、行政改革の自主財源の確保の観点から、売却処分や貸し付けを行っていく方針といたしております。

既に、これまで消防署の旧高田出張所跡地など8件、約4,000平米は、一般競争入札などにより売却処分を行っております。

現在、そのほかに売却可能な未利用地があるか、台帳整備などを行っているところでございますが、学校跡地の活用も含め、議員御指摘のとおり、定住促進に寄与できるような売却方法を検討してまいり所存でございます。

次に、3点目の、ハード的な政策のみならず、ソフト的な政策についてでございますが、近年、各市町村が競い合うように定住化に向けた補助金や給付金制度などが設けられておりますが、定住人口の増加を図るためには、本市の環境の総合力を向上させる必要があると考えております。そのため、既に転入、転出者へのアンケートを始めておりますが、現状をしっかりと分析した上で、企業誘致を初め、福祉施策、教育施策、都市基盤施策など、本市の総合力を高め、定住人口の増加を目指す定住促進計画を策定する方針といたしております。

このうち、特に子育て環境の充実が大切であることは、議員御指摘のとおりでございます。乳幼児医療の対象年齢の引き上げなど、子育てするならみやま市でと言える施策について、内部で定住促進本部を立ち上げ、総合的な定住化策を検討してまいりたいと考えております。

その上で、新年度になります。議会や行政区長、教育関係者など広範な市民代表の方々の御意見をお聞きする第三者委員会の定住促進会議を立ち上げ、協議してまいり所存でございます。

次に、4点目の、企業誘致による雇用や定住化の促進はどのように計画、実行していくのかについてでございますが、みやま市の人口減少や少子化等に対応するため、また、議員の言われるとおり、雇用の場の確保や定住促進のため企業を誘致できるよう、担当部署を初め、鋭意取り組んでいるところでございます。

みやま市の場合、企業誘致において、みやま柳川インターチェンジを生かしていかなければなりません。インター周辺は公共投資をされた農地が広がっています。平成21年に農地法の改正があり、公共投資された優良農地を確保するという一方で、農振除外や農地転用の要件が厳格化されております。このことはインター周辺の農地を転用する手続を非常に難しくいたしております。

一方、市が工業団地を造成する場合には、先行造成方式とオーダーメイド方式の2つの方法がございます。

まず、先行造成方式ですが、企業を誘致するために先行的に市が工業用地を造成する方法

で、農地の場合には唯一の方法として農村地域工業等導入促進法に基づく土地利用計画があります。この農村地域工業等導入促進法による計画については、既に福岡県と事前協議を行っております。

しかし、大変ハードルが高いという状況であり、県内の他市も同様な計画で取り組んでおられるところもございますが、大変苦勞をされています。具体的に、いつまでに計画、協議が調うかということについては、今のところ、残念ながら不透明であります。

また、もう1つのオーダーメイド方式は、具体的な企業の立地計画に合わせて、市が用地買収、造成、企業に引き渡すという方式であります。先行造成が困難な場合、いわゆるオーダーメイド方式も検討していかなければいけないと考えております。

この方式であっても、農地ということで、さまざまな条件がつけられる上に、企業の進出が決まっても造成に時間を要するなど課題が多くございます。国や県との協議の手続は容易ではなく、また、取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

しかしながら、市の誘致制度であります固定資産税の課税免除、雇用奨励金、用地登録制度、誘致報奨金制度の4本柱をさらに活用することとあわせ、企業立地フェアへの参加や企業訪問など、みやま市への誘致をPRする一方で、市内にある利活用できる土地の発掘や誘致推進員の登録など、引き続き企業を誘致できるよう努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、具体的に順番にやっていきたいと思いますが、まず、具体的事項1番で申し上げた2つの団地跡地の利用という中で、当然、これを越えるためには、いろんな法律的なものがあるということで、簡単に開発行為ができないということではございます。

ただ、今現在、解体して、道路を廃止すると、市道廃止を行うということは、まず更地にするということだと思いますので、まずは市長が分譲地だというふうに答弁いただきました。基本方針がですね。その後、それでは、どういうふうにしようと思われているのか、その辺の方針をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

民間、宅地分譲でやりたいと思っています。いいですか、宅地分譲で。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

宅地分譲ということは、当然、ある広さで区画を区切って分譲していくという形だと思いますね。私も、多分、それが一番いいのかなと思いつつもですね。

ちょっと、これは担当部長なり、担当のほうにお尋ねしたいんですけど、ここの広さが、例えば、東町団地、堀池園団地がどのくらいあって、道路を整備して、きれいに分譲した場合に、何世帯ぐらいの宅地分譲地が準備できるのか、その辺はわかりますかね。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

ぴしっと設計をしたわけではありませんけれども、大枠で、面積的に、堀池園団地のほうが約8,575平米です。それと、東町団地が7,506平米で、大体100坪程度で分譲をちょっと計画した場合、道路等が、民間に売却すれば民間がやるので、どういう形になるかもしれませんけれども、一定の区画としてとった場合、約16戸ぐらい。それは、堀池園団地がいびつな形をしておるものですから、なかなか道路等をとった場合、広さ的には結構広いんですけども、戸数としてとれる戸数は約16戸ぐらいはとれるだろうと思っております。

それと、東町団地ですけども、面積的にはそう広く、堀池園よりも狭いです。ただ、戸数的に、70戸程度でいけば、あそこは四角いものですから、一定、戸数は20戸程度はとれるんじゃないかなと。100坪にすれば16戸ぐらいの戸数ぐらいになるのかなという概算の目安はつけているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、大体、堀池園が16戸、東町が100坪でいけば16世帯から20世帯ということで、30世帯強の住宅が見込まれると。

市長は先ほど、大体、分譲地ということで、今、部長からも答弁いただいた中では100坪ぐらいかなということでは言われています。私も、多分、この辺の広さ、最低70坪ぐらいから、みやま市の場合ですと100坪以内というのが、都会のほうでは30坪、40坪というのはざらにありますけど、こちらでは、先ほど言った住環境含めたら、70坪から100坪ぐらいかなというふうに感じているところです。できれば、そこに5坪か10坪か、畑じゃないですけども、目の前で農作物が簡単に栽培できるというようなところ、もしくは、先ほどありましたように、堀池園あたりですと、形がいびつであれば、そういう分譲地内の個人農園みたいなものを準備するというようなことも考えてやっていければというふうに考えているところですけど、市長としても、これを今、法のもとにやって、開発行為が含めて、簡単に分譲ができないと。

将来的にはということですけど、そういった考えで、今後、先ほどもちょっと冒頭触れましたけど、地元の当然、不動産業者、建築業者含めて、できれば、そういったところとタイアップしながら、地元の業者を活用しながら、ある意味、ニュータウン化じゃないですけども、福岡あたりですと、郊外にそういうところがたくさんあります。いろんな大手企業が入られてですね。そういった場合には、当然、駅からの道路の整備、それ以外の道路整備とか必要になってくると思いますけど、そういうのをやろうと考えれば、当然、早目にそういう計画も出さないかと。ここを更地にするだけが能じゃないと。もっと言えば、税金も一銭も入らないという中で放置しておくのが一番デメリットじゃないかなと。

そういう意味で、市長の考えをお聞かせ願ったんですけど、逆に、その辺をやるためには、早目に、もう今から解体する前からでも、極端に言えば、そういう道路の計画を含めてやるべきじゃないかなと。極端に言えば、解体と同時に、そういう業者に話を持っていけるぐらいの段取りをするのが本来の計画じゃないかなと。更地にした後に、それじゃ、どうしようかじゃなくてですね。ぜひ、その辺は、どういうふうに今後、市としてやっていこうと、時間的なものを考えて、思われているのか、その辺、ぜひ市長、お聞かせ願います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

地元の業者の方と提携してやるというのも1つですけど、これはある意味では、大手の業者と提携してやってもいいんじゃないかと私は思っていますが、いずれにいたしましても、

できるだけ早く、市独自でやるのか、あるいはそういった業者の皆さんと提携してやるのか、早急に決めて、やりたいと思っております。

例えば、何ですかね、武雄市で1坪1円で売却するとかいうのがあって、非常にやっぱり今、そういった人口増加にどこの自治体も苦慮いたしておるようでございますので、うちとしても十分そういったことを考えながら、できるだけ皆さんが宅地分譲、分譲住宅に家を建てていただけるような策をとらなければいけないのではないかなと、このように思っているところです。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、市長のほうからも、武雄市でという話が、坪1円という話が出ました。先ほど、私も申し上げたように、新聞の切り抜きでありますけど、添田町なんかは無償で提供するというのが報道されているところです。各自治体とも苦労していると。この後、申し上げますけど、ソフト事業を含めて、しているのは事実です。だからこそ、早目に手を打たないと、逆に後手後手に回って、更地のまま全然売れないと。当然、市長もこれは御存じでしょうけど、消費税が今度10月上旬に首相の判断で決まると。そうなると、今現在、一番動いているのが、消費税によって家を建てる、土地を買うという売買が急変的に動いているわけですね。当然、余りのんびりしていると、これが10%になるというのがもう目に見えているわけですね。だから、そういった意味でも、私はぜひ早目に手を打って、例えば、その差額をどう考えるのか、ローンの関係もあって、まず契約を先にするという方が、駆け込みといいますか、ふえているというのは事実だと思います。これはもう市長の御存じのことだと思います。

そういった中で、余り悠長に考えて、検討委員会を開いて、どうのこうのと言っている時期じゃないぞと。5%の消費税が3%上がって8%、なおかつ10%という協議がもう1年以上前からされているわけですから、それに合わせて、こういった分譲地の販売も考えていく時期じゃなかったのかなと。

それとあわせて、先ほどの1円の武雄市ですけど、私はこの立地条件からすると、当然、坪、あの辺の相場でいくと、多分、数万円以上はしているのではないかなと、今、宅地を買うとすればですね。そういった中では、そんな破格な値段でやる必要もないし、当然、1円とか無償とかやる必要はないと思います。

ただ、これは後でまた確認させていただきますけど、ソフト事業との絡みで、例えば、先ほど申し上げた新幹線の定期代を補助するとか、いろんな部分で、駅から二、三百メートルしか、堀池園なんかはないわけですね。また、東町からしても10分か15分ぐらいでは駅に届くというような距離にありますので、ぜひ、そういった意味では、先手先手でやっていく必要があるということで、ぜひ市長には、その辺のお考えを、大手業者との商談もすぐにでも始められるようなお考え、行動をぜひお約束いただければなと思っておるんですけど、その辺、どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

できるだけ早急に取り組みたいと思っています。

ただ、定期券を通勤者に、新しいところに定期券の補助をするといえ、今まで通勤しておった方たちはそれができなければ、非常に不公平になるということですから、そういったことはもう少し慎重に考えなければですね。通勤者の人に全部やるというなら、大変な財政の負担になりますから、そこら辺も十分考える必要があるのではないかなと思っていますので、いずれにしても非常に難しい問題です。ただ、できるだけ早く売却できるように、そして、そこに分譲住宅ができるようにするということは、これはもう喫緊の課題でございますので、やりたいと思っています。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

市長のほうからも、新幹線の定期代については非常に難しく、検討が必要だということでありましたので、ちょっと具体的事項の順番からずれますけど、せっかく出たので、私もそこを申し上げたいと思いますけど、例えば、大牟田市、南関町なんかは、それなりの条件があるわけですよ。大牟田市なんかは、西鉄を使いながらも福岡まで通勤されている方がいらっしゃるわけですね、現に。それなのに新幹線に定期代の補助をしているわけですよ。だから、私から言わせると、やる気があるのっていうところだと思います。難しい、難しいと、私は2年前も同じような答弁をいただいています。だから、しないという方針なのか、やる方向でいらっしゃるのか。私は、通勤されている現在の利用者じゃなくて、こちらに入って

くる、要は流入をさせる、定住化をさせるだけじゃなくて、流入をするという政策で大牟田市なんかはされているわけですよ。

例えば、先ほど冒頭にもありましたけど、人口を減らすなというのは、もう無理なんですね。この日本社会は。御承知のとおり、いろんな省庁が出しているのでも、1億人を切るというのも言われている時代ですから、減らすのを抑制できる政策をやっていくというのが精いっぱいだと思います。これは私もサラリーマン時代に、博多駅までずっと毎日通っていました。そのときには特急電車を利用していました。特急で乗る顔ぶれというのは、大体限られているんです。瀬高駅から10人もいません。同じ列車であればですね。今は特急が朝のラッシュ時はありますけど、朝夕のですね。ただ、昼間はないということで、通勤している方は特急を利用されている方もいらっしゃるわけですね。ただ、場所によっては新幹線利用が必要だという方もいらっしゃると思います。例えば、新幹線を利用すれば小倉でも通えるわけですね。南は熊本は十分行けると、30分あれば行けますのでね。そういった部分で、流入策としてどうでしょうかという1つの案として言っているわけですけど、市長の答弁を聞いてみると、検討します、検討しますと、引き延ばし策みたいな聞こえ方がするんですよ。だから、本当にやる気があるのかどうか。これは定期一つに限っての話ですけどね。ないなら、ないという形で結構なんですけど、私としては。

ただ、ぜひそういう形で、一人でも多くの方が新しく入っていただいて、先ほども言いましたけど、いろんなソフトについては、子育て云々というのがあります。だから、これも市長は御存じでしょうけど、筑後市が毎年、今、ふえているんですよ。何でふえているのか。私から言わせると、あそこには分譲地のみならず、アパートが物すごく建っているんですね、マンションだけじゃなくて。長浜のあたりへ行くと、こんなところにもこれだけ建つかというぐらいですね。はっきり言って、あそこは、どちらかという、空き家、アパートがかなりあります。だから、家賃をどんどん下げているという中で、筑後市が、今言った定住策を打ち出した中で、そういった意味で、二重効果となって人口が流入していると。もちろん転出されている方も減ってくるということですね。

また、内容とちょっと変わるかもしれませんが、向こうのバイパス沿いにはいろんな店が、大型店が並びましたよね。八女との間に。そういった意味では、人口がふえれば、まちの活性化につながってくるという意味で、先ほど市長答弁にもありましたように、冒頭にもありましたように、みやま柳川インターについては、これは4項目めになりますけど、企業誘

致のみならず、農地があつて、何もできないということであれば、いずれですね、八女インターでも、私が小さいころにできて、最終的に、今、農地はほとんどないですよ、国道沿いは。やり方だと思ふんですね。法律に基づいて、当然進めないかんでしょうけど、やり方によっては、それを前たぐりにできる部分もあると思います。

そういった意味で、先ほどの話に戻りますけど、定期に限って言えば、本当にやる気があるのか、それ以外のソフトはありますけど、その辺の所見をもう一回お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

こう言っちゃなんですが、非常に今、地方自治体が、そういったお金で何とか来てもらいたいと、数限りない、恐らく競争になるんじゃないかと思ひます。それだけが私は定住促進になるのだろうか。本当は、環境がいいこととか、あるいは文化水準が高いこととか、教育が行き届いているとか、そういったものが本当に居住の、私は条件になるのではないかと。ただサービスをして、定期券の補助をしたり、そういうことをするだけですね、非常に自治体がそういうことに走るというのは、非常に私は、むしろ残念に思っているわけです。

だから、みやま市は、みやま市独自で、もう少ししっかりと定住になるような、いろいろなことを考えなければいけないと、このように思っています。もちろん、定期券の補助も1つの案ではあると思ひますが、そういったお金の面だけではなくて、そういったあらゆる面から考えて、定住促進を図るといふのが私は筋ではないかなと。どうも今の自治体のやり方は、私は間違っていると思ひております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、私の具体的事項で言うと3番目ですけど、確かに、ソフト的な部分は、お金にまつわる部分が全自治体で見るとかなり多いですよ。私も冒頭申し上げたように、お金だけがいいというふうには思ひません。当然、その中で、特徴あるお金の使い方、うちで言うと、今、結婚、新婚さんの転入、もしくは子育て世帯への助成金ということで、これに限っても2年間ですけどね、最大120千円を支給するという制度があります。これについても、当然、検討された結果、これを採用されたといふのはあると思ひますが、そこにあわせて何がいい

のかですね。今のままでいいのか、先ほどおっしゃった環境とか、いろんな教育の問題、先ほど私も申し上げたように、子育てをするなら、別の方法で何か特徴を出してPRする必要があるというふうに考えますので、そこはぜひ早急に、何がいいのかを検討していただけるようにですね。検討して、やるというお話ですけど、では、具体的にいつまでもどういう結論を出すのかですね。例えば、政策的な、金銭の問題だけじゃなくて、来年度はそういう政策がぜひ市長のほうから打ち出していただけるようなことを考えていただければと思います。

ちょっと順番が逆になりますけど、2点目の、うちの市有の空き地、もしくは県に分譲地と、住宅地というんですかね、跡地、こういったものの利用。山門保健所については、確かに売買がもうされていると、かなり破格の値段でというふうには聞いていますが、今後、そういった民間の方に対する利用促進というか、活用、土地の利用を含めて、ぜひ、こちら市からも、どういう形で利用されるのかも含めて、ぜひ協力しながらやっていただければなと。ある意味、あそこも地の利としてはいい場所だと思いますので、住環境を含めて、企業誘致ができるのであれば一番いいでしょうし、そういったものをぜひ推進いただければと思います。

最後の4番目になりますけど、企業誘致に関してですけど、これについては農地法だの、いろんな部分でハードルが高いということで答弁いただきました。そうは言いながらも、先ほどもちょっと触れましたように、いろんな形で法律をきれいにクリアしていくというのは、本当厳しい時間と手法がかかるのかなというふうに思います。

ただ、そういった中で、本当にどういう形で今後していこうと思われているのか。例えば、今、道の駅の横にも造成がかなりされて、もう早速、何か建つような準備がされています。そういうところを見ていると、何か、市が後手後手で、指をくわえて待っておるんじゃないかなというような気がしないでもないわけですね。だから、例えば、インターのすぐ横ができるのか、例えば、新幹線から東側ができるのか、もっと言えば、みやま市全域ですね、矢部川の橋のところまで含めて、1カ所でも、そういうことの企業誘致ができるような土地があるのか、そういったところも全部当たって、ぜひ1カ所でも企業誘致ができる、もちろん農地は農地で生かしていく、農地法の部分はありますので、その辺を含めて、企業誘致しながら雇用促進もしくは住環境整備という中で、どういう考えでされるつもりなのか、ぜひもう一度、そこをお聞かせ願えればと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

議会たんびたんび申し上げておりますが、私たちのこのまちにも何社か進出したいという企業がございました。しかしながら、残念ながら、土地が農地であったり、農地転用に非常に時間がかかるということで何件ももう逃げられたというか、辞退されたことが多かったわけです。

したがいまして、やはり企業団地をつくっておかないと、なかなか企業というのは来てくれないので、一番いいのはインターの近くではないかということで、相当、担当の部課長にハッパをかけておりますが、なかなか県との調整がうまくできずに、相当時間がかかるのではないだろうかというような答弁をいただいております。

ただ、私が最近驚いたことには、薩摩川内市が来る企業に最高10億円の補助を出すと、それでも企業は来なかったというような新聞が載っておりましたので、これは大変なことだなと、企業団地はつくっても、10億円も金を補助しても企業が来ないという時代になったのかなと。日本経済というのは、それだけ地方には冷たく、非常に、これは民間ですから、そういったことで来ないかなということで、大変難しいなという思いもいたしているわけです。

これは、本当にどうしようか、大変考えています。だけど、しなければ絶対来ない。宝くじと一緒に、買わなければ絶対当たらないわけでございます。これは、やっぱり、つくっておいて、そして時間をかけて熱心に企業誘致をするということでなければいけませんので、今、私が考えているのは、やはりみやま柳川インター近く、どんなに農地があっても、県にひとつ働きかけて、ぜひともあそこを工業団地、2万坪か3万坪したいと、これは強く思っておりますので、ひとつ御協力と御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

確かに、薩摩川内の10億円というのは私も聞いておりますけど、準備しても簡単に来ないと。これは地の利の問題もあると思います。当然、みやま市に限って言えば、もう皆さん御存じのとおり、インターチェンジができ、なおかつバイパスを經由して有明沿岸道路があると、また、その先には佐賀空港もあるし、筑後船小屋駅という新幹線もしくはJRの路線も

あるという意味では、地の利的にはかなり優位に立てる場所だと。先ほど、1円の話も出ましたけど、武雄市なんかも分譲地を何ヘクタールも用意して、羽田からのモノレールにも掲示板が出ていますよね。武雄に来ませんかって。あそこは、ちょっと私から見ても、異常なぐらい市長が元気ですよ。図書館にはスターバックスを置くと、TSUTAYAに契約すると。ぜひ西原市長も、これに負けないぐらいのやり方をしていただきたい。

そういった中で、企業誘致に限って言えば、2つの方式がありますということで、先行造成の形が多分、市長がおっしゃった、準備しても大丈夫かというデメリットの分があると思いますので、逆にオーダーメイドと、ここで書いてあるですね、一緒にやりながらやっていくということについては、ぜひ可能な限り進めたいなと。

ただ、そのときに、いかに、今、準備はしていませんけど、一緒にやっていけませんかというようなPR、誘致をかけるかだと思うんですよ。その辺、市長、準備してからと今まではかなり言われていますけど、その辺、どういう形でPRを進めるのか。広報紙に載けても、インターネットに出しても、見ている方は限られてきますよね。そういったPR活動を含めて、どういう形で市長がトップセールスとして今後動こうとされているのか、その辺の考えをぜひお聞かせ願えますか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私も、北九州で毎年行われます企業誘致のフェアに毎年出席をいたしておりますが、他の市町村を見ると、非常に立派な工業団地をもう持って、そして誘致しているわけです。うちの場合は、そういうのがないものだから、ただ来てくださいということでも、なかなか、これは効果が上がらないと、非常に劣等感を感じる人が多いわけですので、今言われました、10億円出しても、なかなか企業は来ないというような時代でございますので、オーダーメイド、ある程度、土地を確保しておって、そして広い土地を確保しておって、それを自由に、来られる、進出される企業の趣旨に沿って分けるという方法で、半オーダーメイド的な誘致をしたいと、このように思っていますので、まず、何におきましても二、三万坪の遊休土地をまず確保したいと、そして、やらなければ、何回、企業へ行っても、土地がないのに、どうして来られるかということですので、まず土地の確保をやりたいと、このように思っています。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今、市長のほうからは二、三万坪程度、まず準備したいと、当然、今のお話ですと、みやま柳川インターの近くにといいことでお話しされていますので、その辺、早目に具現化するように。これは実は、私もある専門の業者から話をいただいて、実は市に紹介もしております。そういった意味では、半オーダーメイド的というよりも、全面オーダーメイドかもしれませんが、ぜひ地の利用をしたいという申し出があっているぐらいなんです。市長は聞いてあるかどうか知りませんがね。

だから、そういった意味では、やり方を模索しながら、そういう形で進めていかざるを得ないと。そういう業者ですと、ノウハウを当然持っているという話を向こうからもしてくれています。県が何と言おうと、ごり押しじゃないですけどね、合法的にやれる方法がありますよということですので、ぜひその辺は私も協力しながら一緒にやっていきたいと思っておりますので、前向きなことをお約束いただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、2番野田力君、一般質問を行ってください。

○2番（野田 力君）（登壇）

議長のほうから御指名いただきましたものですから、質問させていただきたいと思っております。

1問目は、高田地区の市街化調整区域内におきます、長年ですね、積年の課題といえますか、それにつきまして御質問させていただきたいと思っております。

ともかく地域を振興させるには、人と土地と資本の3つの要素がうまくかみ合って、その機能が発揮されてこそ推進されると言われております。私たちのみやま市におきます、その一つの重要な振興要素でございます土地でございますが、全市域の面積が、御承知のとおり、おおよそ1万500ヘクタールでございます。この面積は、県内の市町村では随分上のほうの、上位のほうに位置されているところです。その広大な土地を市民生活上から見て、いかに快適に、かつ利便性よく、さらには経済活動上からも生産効率性等のある的確なる利用計画を樹立するということがまず重要なことだろうと思っております。これにつきましては、市民の皆様も相共通する認識だろうと思っております。

このため、市全域の土地利用計画に当たっては、当然ながら、国土利用計画を念頭に置いて、そして農林漁業との健全な調和を図ると、そして健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保すると、そういう上から立って、土地の合理的な利用の実現を図ることが重要であると思います。

その一環としまして、都市計画法に基づきまして、合併前の旧町時代から利用区分を定めて、住み心地のよい適正な土地の管理に当たってこられております。

しかしながら、合併後、現在も、平成19年1月の3町合併前に定めてありました都市計画区域の設定がこれまで何ら変更することなく、そのまままで今日に至っていることは皆様御承知のとおりでございます。

この都市計画設定により発生しております課題につきましては、平成19年12月の市議会におきまして、荒巻議員さん、それから中島議員さんの両議員さんが一般質問で切実な問題として取り上げられて、早急な対応を求められた経過もございます。

その後、5年間の経過の中で、みやま市としましては、都市計画の見直しを立てる上からの基本となります、骨格となります、みやま市都市計画マスタープランを平成23年3月に、「人・水・緑を活かし、安全・安心で快適に暮らせる街」という、本当に格調高いキャッチフレーズで、学者を初め関係機関や諸団体の皆さんたちが御参画されて策定をされております。

その後、マスタープランを基本理念といたしまして、その方向性を踏襲しながら、整備状況や人口動態などなどをにらみ、都市計画の見直し作業がされているようであります。

特に、西原市長さんにおかれましては、積年の難問題でございます、この調整地区の問題も含めて、とにかく一刻も早く解決しようということで陣頭指揮を振るわれて、また関係部課長の方々も精力的に福岡県との協議に尽くされておることは、私も十二分に了知いたしております。さらに、その後も、今もそうなんですけれども、手綱を緩めることなく努力されている様子は、本当にひしひしと感じる次第でございます。

ところで、この問題の所在をここでもう一度、整理いたしたいと思っております。

それは、瀬高都市計画区域、つまり都市計画の非線引き区域、瀬高のほうは非線引きと。それと、高田地区は、御承知のとおり、大牟田都市計画区域として組み込まれて、市街化区域と市街化調整区域として線引きされた区域。さらには、山川町と高田の線引きされていなかった区域において、平成20年3月に準都市計画区域ということで指定がされて現存して

いるわけでございます。

これらの区域設定は、3町合併前のものでありますので、合併後は当然ながら、みやま市のマスタープランの理念と方向性を踏まえ、都市計画の統一的、そして同質的な機能作用ということを生かしながら、均衡のとれた将来の都市づくりの確立を図るべきものと当然考えられます。

しかし、基本的な見直しの考え方には、一応理解されるものの、現実的に現存の都市計画区域では根本的に計画整備が阻害され、見直すべき必要性がどのように現存しているのか、それと、具体的にその問題点を見出し切れていないというところも横たわっている実情ではないかということも言われております。

つまりは、現状の状態でどのような深刻な問題が惹起して、その発生原因たるものがいかなるものか、明らかにつかみ切れていないんじゃないかということでございます。

一方、都市計画法が求めております法益といいますか、その法の趣旨は、線引きのもとに虫食的な開発が生じないように防止し、さらには整合性のある開発の誘導性の働きで公益性が高まるものであれば、せっかく線引きされているものを線引きを取って、いわゆる非線引きにすれば、都市計画法の法益が損なわれるおそれがあるという県の当局の認識は随分強いようでございます。

しかしながら、そう言いましても、みやま市としましては、県の見解と指導助言には、マスタープランの実現性、さらには市民の意識から見ましても、当然、納得されるものではないのです。さらなる現実を踏まえた、しっかりした理論構成を構築し、県の理解を求めて協議を進めていかなければならないものと強く確信する次第であります。

ただ、県との協議を乗り越えるには、確たる理論構成をしっかり行って、その裏づけたるや、そして、その説得力のある強い調査資料が必要不可欠になってくるであります。

そこで、みやま市としましては、都市計画区域のあり方などの検討委員会を設置されて、専門の学者、経験者等からお知恵をいただきながら御検討されております。それが本年の3月21日に西原市長に提言されたのであります。

その提言の概要を申し上げますと、結論的には、まちづくりの実現化の方策を明確にしてくださいということ、それから2番目には、都市計画マスタープランを実現するために、みやま市を一つの都市計画区域とするということですね、3つの形態が並びつにありますが、そういったことでございます。それから、みやま市全域を非線引きの都市計画区域に指定し

て、しかし、特定用途制限区域などを検討するというところでございます。そして、4番目には、市民との合意形成を図りながら進めてくださいよと。5番目には、当然ながら、自然や環境並びに歴史や文化を生かし、将来に継承してくださいという内容でございます。そして、さらに加えてあることは、まとめの中には、市民への十分な説明と意見聴取による合意形成を図ることが重要と、さらに、福岡県とも連携し、新たな都市計画区域の再編と区域区分廃止に伴う特定用途制限地域の指定、並びに建物用途の制限を定めていくことということまで指摘といたしますか、明記されておるわけでございます。

特に、これらの事項は、全体の見直しに当たりますので、市当局の主体的な考えに基づきまして県との協議を進めることとなりますが、最終的には福岡県の行政当局が判断し、それを福岡県の都市計画審議会に諮られることになるのであります。これからも、多分、相当、山を越えていかなくちやならないと思いますが、まだまだ相当なる時間を要しないかと、大変憂慮しているところであります。

他方、この中で、長年懸案となっております高田の市街化調整区域でございます。都市計画区域内の甲種の農地であるため、これ甲種といいましたらば、農振のほうの網が1回かかりまして、都市計画法にまた網がかかるという二重の規制がかかっておるわけでございます。農業振興地域からの除外を外すことが、本当に最も厳しい規制地域でございます。これにつきましては、市当局としまして、これまで十二分にいろいろ対処されたと思っております。そして、大変困難だということは認識されていると思えます。

具体的に例示しますと、どういうことかといいましたらば、西鉄電車の開駅ですね、開駅の線路の西側、広大な田園がありますが、それがまさしく甲種農地であります。したがって、一般住宅を建てようとしても、これはもう農地転用、都市計画法からほとんど不可能に近いほど開発ができないのでございます。

このようなところをピックアップしますと、今さっき申しました開駅はもちろんでございますが、西鉄電車の江の浦駅の周辺、さらには開小学校の周辺、そして緑が多く景観に恵まれた隈川沿いの黒崎開の快適な環境あたりもそういうことなんです。

当然、優良農地を守り、農業振興を図っていくことは極めて重要でございます。集落に人々が住めなくなれば、誰が農村地域を支えていくでしょうか。そこに住民の方々が肩を寄せ合って、そして力をしっかり合わせながら、地域社会が守られるような生活の基盤が当然なくてはなりません。

都市計画法の第6条で、5年置きに区域の人口動態等を含めて調査が行われております。その調査の結果を見ますと、5年置きですけれども、ちょっと、この場合は平成12年と22年ということで10年スパンで申し上げたいと思っております。

旧高田町の行政区内の人口は10年間でマイナス11.2%が減少をしております。そして、都市計画区域の線引き内の人口の動態、要するに高田の線引き内ですね、そこはマイナス5.1%でございます。の減少でございます。そして、都市計画の線引き内の市街化区域ですね、これはヨコクラ病院あたりの、まいピアあたり等が入りますけれども、ここは何と17.4%の増加傾向でございます。一方、市街化区域ですね、今申し上げました大変なところなんですけれども、これは極めて残念ですけれども、マイナス11.4%の減少傾向なのでありますので、高田の全域よりもさらに3.4%も下回っているんですよ。人口の増減で都市計画を眺めると、考えるならば、その法益、つまり法の規制効果が本当は市街化区域に人口が集まっているから、結構、これは法律が本当にいいじゃないかということに相なるわけでございますね。

ところが、市街化調整区域においては、このままでは、もう本当に衰退し、集落維持が極めて困難な状態を招くということをしひしと感じられます。したがって、その地域のところに対する早急な施策をどうしても早く打たなくてはならないと思います。

確かに、いびつになっております3形態の区域を一本化しての全体見直しは、当然、これも重要、不可欠であります。現行の指定の中で、部分的でも早急に対処すべき区域においては、緊急避難的に手だてを急いで、そして市民皆さんが安心感を持たれるように状態をつくるのが私たちの役割であろうと思います。

また、都市計画法第21条では、法第6条ですね、先ほど申しました6条の調査結果等により問題が生じ、変更すべきときは県及び市は遅滞なくという文言が入っています。遅滞なく変更を行うことができるようになっておるわけでございます。したがって、鋭意御検討いただきたいものでございます。

遅滞なく変更する手法、その対応の手法、手段としましては、都市計画法の第12条の4に基づきます地区計画の制度があるわけでございます。地区計画の適用でございます。福岡県におきます、この地区計画の適用は、お隣の大牟田市や柳川市も初め、やっております。そして、福岡県内の32の市町で導入されております、地区計画は。地区数としましては362カ所なんです。地区計画面積としましては、何と4,474ヘクタールが整備されているのが実績でございます。この地区計画の手法を用いれば、個性のある、特徴を生かしたまちづくり

が形成されるのでございます。

ちなみに、みやま市のマスタープランの中でも、そういった認識をお持ちで、こういうことを書かれています。市街化調整区域内において土地利用規制緩和のモデル地区設定などの検討を進めていきますということで明記されています。そして、2年半の歳月が過ぎ去っているのが現状でございます。

特に、地区計画は、福岡県都市計画審議会に諮るのでありません。みやま市の都市計画審議会によって考えていただいて、審議、審査がありますので、地域実情を真正面から捉えて検討されますので、多分、よりよい知恵と工夫が生かされるものと大いに期待されます。

そのほか、瀬高都市計画の非線引き内におきましても、御承知のとおり、国道43号線バイパスの整備や九州自動車道のみやま柳川インターチェンジの稼働などによりまして、本当に見違えるほど変貌いたしておりますので、これらも含めて対応が急がれるのではなかろうかと思えます。

ところで、高田地区は、豊穡な有明海という海に面して、そして広大な田園、豊富なる山の幸など自然の恵みを本当に多く受けている地域です。また、国道が3路線あります。そして、鉄道の3つの駅舎があります。そして、2カ所のインターチェンジがまたあります。他の地区には、本当に比べ物にならないように交通の利便性が高いところでございます。

さらには、快適な空間を与える都市公園を初め、健康増進に寄与しますゴルフ場、さらには確かなる安心感のある医療施設などが完備しております。利便性抜群で、魅力あふれる振興、発展の潜在能力が本当に十二分に備わっているものと思えます。

それらを発揮させるには、行政の施策の展開と、さらには市民皆様との熱意を込めた協働作業といたしますか、そういったやっが切に待望されて、実現の可能性の高い地域であるものと確信します。

そのような事柄を念頭に置きますと、この市街化調整区域は、これらのところと本当に密接、不可分になっております。まず初めに、市街化調整区域が地域計画によって、復興がよみがえりますと、明るい兆しが見えまして、高田地区の振興、発展の導火線として、また、きずな形成にはかり知れない影響をもたらすものとかたく信ずる次第でございます。

そこで、西原市長にお尋ねいたします。

第1に、平成23年3月にマスタープランが策定されてから2年半が過ぎましたが、都市計画指定の諸課題にどのように取り組みされたのか、その経過と今後の見通しですね、特に都

市計画区域のあり方などの提言によります現時点の県の見解がどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

第2番目に、長年の懸案で、地元から待ち望んであります市街化調整区域の解決策となります地区計画を早急に立ち上げ、見直しを進められるのか、お尋ねをいたします。

3番目に、地区計画は瀬高都市計画区域にも取り入れることも可能でありますので、その御所見もお伺いいたします。

4番目としましては、都市計画の全体見直しと地区計画との同時並行で進めることも、これは当然可能でございます。いかがでしょうかということでございます。また、全体見直しの期限をどのように設定されているのかなということをお伺いしたいと思います。

以上、4点につきまして鋭意なる御配慮深い御所見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

野田議員さんの、高田地区市街化調整区域内の積年の課題に早急な対策についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

ただいま野田議員さんの御質問、私も全く同感でございまして、非常に私たちの進めておる都市計画にとって非常に参考になる御質問、御意見をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

この件につきましては、副市長が中心になって進めておりますので、私が一応答弁をいたしまして、次の質問は副市長が答えをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず第1点目の、平成23年3月に、みやま市都市計画マスタープランが策定され、都市計画区域見直しの取り組み、その経緯と今後の見通し、現時点の福岡県の見解についてでございますが、都市計画区域の変更、見直し等を行う場合は、都市計画法第5条の規定により、都道府県が指定すると定められております。つまり、福岡県が国土交通省が定める都市計画運用指針に基づき、広域的な観点から、平成15年3月に策定した都市計画基本方針及び都市計画運用方針により都市計画区域の見直しを行うということになります。

したがって、みやま市においては、見直しの目的等をみやま市の都市計画に関する施設の整備、開発及び保全の方針、いわゆるみやま都市計画マスタープランと言いますが、それに

掲げる必要があります。

平成23年3月に定められた、みやま市都市計画マスタープランの策定には、議員も農業委員会の代表として参画されておりましたので、御承知とは存じますが、この都市計画マスタープランに示します将来都市像、20年後のみやま市の将来像の6つの実現化方策のうちの一つに、「都市計画区域のありかたの検討」があり、「本市の将来像を実現していくための方策として、みやま市の都市計画区域のありかたについての検討を行います」と明示しています。

その実現化方策に基づき、平成23年度から九州大学名誉教授の萩島哲先生を委員長に、学識経験者を加えた専門委員会である、みやま市の都市計画区域のあり方検討委員会で7回の審議がなされ、平成25年3月に、みやま市の将来都市像はこうあるべきだという、みやま市の都市計画区域のあり方等検討報告書とあわせ、みやま市の都市計画区域のあり方等に関する提言、5つの意見をいただいております。

この報告書と提言をもとに、本市が目指す将来像実現に向けた土地利用としては、みやま市全域での都市計画区域のあり方において、みやま市都市計画マスタープランで定めております土地利用構想図に準じ、都市施設等を集積するエリアと自然環境等を保全するエリアに区分する土地利用として、高田町に指定された市街化区域及び瀬高町に指定してある用途地域以外の市域全体に特定用途制限地域の指定区域の検討が必要となってきます。

新たな都市計画区域の決定は、市民への十分な説明と意見聴取による合意形成が必要となることから、みやま市の将来都市像の実現に向け、特定用途制限地域のエリアごとの土地利用方針について検討してまいりたいと考えております。

なお、前段で申し上げましたとおり、都市計画区域の変更、見直し等を行う場合は、都市計画法第5条の規定により、福岡県が指定するとなっております。しかし、福岡県においては、平成24年から25年の2カ年で、平成15年3月策定の都市計画基本方針及び都市計画の運用方針の見直しが福岡県都市計画基本方針検討委員会において審議されている状況です。この状況を踏まえ、みやま市の新たな都市計画区域の適否について、事前に福岡県と協議を行ってまいりましたが、都市計画区域の見直しのための必要性が乏しいと、福岡県が求めている必要性を見出せていないのが現状であります。

次に、2点目の、高田町に指定されている市街化調整区域の解決策となり得る地区計画を早急に立ち上げるべきではについてでございますが、まず、市街化調整区域とは、市街化を

抑制する地域でありますので、議員がおっしゃっておるとおり、市街化調整区域内での土地利用として、既存集落の活性化や地域の特性を生かしたまちづくりを誘導する手法の一つとして、都市計画法第12条の5第1項の地区計画が計画できます。しかしながら、市街化調整区域内においての土地利用として、地区計画を計画するとすれば、現在取り組んでいる都市計画区域の見直しを進めることができないと判断しておりますので、現状では地区計画ではなくて都市計画区域の見直しを進めるべきだと考えます。

次に、3点目の、地区計画は、瀬高都市計画区域にも取り入れ、都市計画の全体見直しと地区計画を並行に進めるべきではないかについてでございますが、議員はよく調査、研究をされ、提言をいただいていると察します。

御承知のとおり、非線引きの都市計画区域でも地区計画の計画は可能であります。議員御指摘のとおり、都市計画区域の見直しと地区計画は同時進行も可能であります。地区計画を実施すれば、数年間経過した後には計画地区がどうなったのか、効果があったのかという検証結果を見きわめた後でなければ、今進めている市域全体の都市計画区域の見直しへは移行できないと考えます。現状を考えますと、同時進行は考えておりません。

最後に、4点目の、都市計画区域の全体見直しの期限についてでございますが、1点目で申し上げましたとおり、区域の決定権を持つ福岡県の動向があります。ことし4月1日の人事異動では、昨年に引き続き、国土交通省から県建築都市部都市計画課長を迎えております。新年度になって、都市計画区域の再編について、県の課長を交え意見交換を事務レベルで行う中、福岡県の9月定例会終了後、県の課長みずから、みやま市の現地視察を行う予定になっております。この視察を受け、みやま市が考える都市計画の区域のあり方等について再度協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

結局、地区計画では、地区計画を取り入れたら、全体計画に影響して、もうそれがちょっと困ってしまうからという趣旨になっておりますが、その地区計画と全体計画を同時に見直したら、どのように困るのか、そこいらは評価のところをうたわれていますけれども、その辺は福岡県のほうと十二分に協議されれば、何といたしますか、解決策は出てきはしないか

など、ちょっと思うわけですけども、そこいらはどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

県との直接のやりとりは、所管のほうでやっておりますので、詳しいことは所管の部課長より報告させますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

河野都市計画課長。

○都市計画課長（河野恭徳君）

都市計画課の河野と言います。よろしく願いいたします。

今、全体計画と地区計画の同時施行はいかがかということではありますが、議員がおっしゃったように、地区計画というものにつきましては、法にも定められておりますが、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画ということになっておりますので、線引き、非線引き、いずれの都市計画区域でも可能ということになっております。

それとあわせてですが、都市計画法34条の分を御存じでしょうか。この分につきましては、市街化調整区域の分について立地の基準というのを設けてあります。その中に、今、地区計画等という分でお話しをいただいた分につきましては、この34条の10号に該当をいたしますが、地区計画をするには、その趣旨といたしまして、議員も当然御存じだと思いますが、市街化の抑制を原則とするというのが市街化調整区域の基本でございますが、地域の状況に応じて市街化区域内における一定の開発行為を適正に規制、誘導し、または土地利用の正常を図り、計画的なまちづくりの形成を図るための詳細な土地利用制度でございますということが明示されております。当然、市街化調整区域に地区計画をするとするなら、まず、福岡県としては市町村からの、そういう計画があれば、内容について同意をする必要がございますので、当然、その分で話が進んでいきますが、これの前提といたしましては、都市計画区域がそのままということになりますので、今、私どもが行っております全体的な見直しというのは、あり得ないということになりますので、今まで市長の方針の中で、市街化調整区域の撤廃ということで進んでまいっておりますが、その分での話はなり得ないということになります。

ですから、地区計画をするということであれば、今、私どもが進めておる、みやま市の全域の都市計画区域の見直しというのは存在をしないということになりますので、今、市長の答弁でもありましたように、ひとつ県と意見交換をしながら、9月の定例会以降になりますが、その分での一定の判断をする中で方針を新たに決定していただく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

県の課長が見えて、意見交換をして、そして、そこいらでまた考え方は変わり得るということですね、そしたらば。そしたらば、全体見直しよりも地区計画を急ごうかなという考え方も出てくるでしょうし、さらには、いや、全体計画で余り時間をかけないようで行ってまいりますよというやつも見通しが立てるということですね。そこいらが立てられないと、本当に塩漬けになりますよ、高田地区は。結局、高田が濃施地区をまた活性化委員会を開いてやられるということで、本当にもう、頼もしいわけでございますが、この土地にひっかかりませんからね。

したがいまして、よかったら、全体見直しが早くできれば、ここ二、三年でできれば、それは待ってもいいと思います。ところが、待って、実際はまだできませんでしたと、戻ってしまって、あとは地区計画でやってくださいよということになったら、本当に住民不在の行政になっちゃいますので、そこいらの認識はどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから報告申し上げます。

みやま市の都市計画区域のあり方委員会で、もう7回も審議されておりました、その報告書をいただいているところでございます。それに沿って、県と今現在協議をしております。

県のほうとしては、実情を見たいということで、9月の県議会の終了後、みやま市に出張いたしまして、みやま市全体の地域、環境を見てみたいと、それから最終的には、最終ということで協議をしたいという県の意向がございます。

そこで、我々としては、その最終的な見直しの内容がみやま市にとってよりよい都市計画の見直しになるのか、いかなるか、これについてはまだ見えないところがございますので、私といたしましては、その後、市長のほうに、ぜひ、都市計画どおりの見直しでいくのか、地区計画に切りかえるのか決断を仰ぎたいと思っているところでございます。まだ現時点では、ちょっと結論が出せない状況でございますけれども、もうしばらくですね、9月、10月中には市長に判断をしていただきたいと思いますと思っているところでございます。

そうじゃないと、私は、この都市計画そのものは、福岡県全体を見据えた都市計画が策定されていると思っているんですよ。その中で、みやま市だけを見直すと、全体的に見直すというのは、非常に厳しい問題ではなかろうかということを確認しております。野田議員さんがおっしゃるように、2年も3年もこのままだと、本当に、高田町は過疎地になるんじゃないだろうか、限界集落といいますか、言葉は悪いんですが、疲弊してしまうんじゃないかなんと思っていますので、そういうところを踏まえて、市長のほうに決断をしていただきたいと、私のほうは考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

副市長のほうから、県の課長が来てから意見交換されて、そこから検討されて、二、三カ月後は判断を、しっかりした判断をしてから、市長の決断をしていただくということ、相なっておりますので、物すごく期待いたしております。

そして、その判断が出ましたら、速やかに着手されまして、ようございましたら、地区計画では大体1年ぐらいででき上がりますよという話も聞いております。だから、ここ2年ぐらいで、ぜひ、やり遂げるような心構えで、ぜひ実行してもらいたいなど。市長さん、ひとつ最後の決意をしっかり御答弁お願ひしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私が判断するということでもありますが、最終的には多くの皆様方の御意見を聞きまして、そして判断をしたいと思っております。その決断は、今年度中、11月までぐらいにはやらなければいけない。そして、それから全力を挙げましてやりたいと、このように思っています。

すので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）

市長の決意もわかりましたものですから、あとは大いに実行していただくようお願い申し上げます。1 問目は終わらせていただきます。

それでは、2 問目をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）（登壇）

それでは、2 問目に移らせていただきます。

これは、先ほど、都市計画区域の話と関連いたします。マスタープランができておりますが、そのマスタープランのもとに農業振興地域整備計画が、もう全体見直しが着手されております。そのことに関連しまして質問をさせていただきます。

みやま市としましては、これまで生命産業と言われております農業を重要な基幹産業に位置づけていただき、そして各種の施策を的確に捉えて積極的に農業、農村の振興並びに担い手育成等に御支援をいただいております。そして、片や農家の方々は、地域社会の中核的な役割をみずから担って活動いただき、農村社会の維持、発展に貢献されているところでございます。皆様も御承知のとおりと思います。

ところで、各種の農業、農村振興対策に対しまして、公益的な助成、支援等をいたす場合には、その生産基盤たる農地の実態を明らかに示す基礎的な資料データがどうしても不可欠なのでございます。それに当たるものが農業振興地域整備計画でありますし、そして、それが農業の健全な発展の礎になるわけでございます。

御承知のとおり、整備計画は農地の利用権等につきまして私権の制限をもたらすもので、農家の自由裁量処分に一定の歯どめがかけられます。そして、公的な権限が生じますので、極めて慎重にやらなくてはならない事業だろうと思っております。ということは、慎重かつ公平、公正が厳格に求められているということではないでしょうか。特に、この計画は、市民生活の向上や産業政策の全般に密接、不可分に関連します。守るべき農業地帯の区域設定に役立てることは当然もとよりでございますが、区域の利用調整を公正に図る上からも、基

本的な農地行政の重要な資料になって、そして農地資源の適正な確保につながるものでございます。

ところが、今現在、それを管理運営されている農業振興地域整備計画は、みやま市の誕生前に策定された旧町の農業振興計画がそのまま引き継がれたもので対応されているのでございます。当時における旧町の農業、農村の実情等を十二分に反映させ、策定し、優良農地の確保を守りながら推進されていると思いますが、合併後、はや、もう6年の経過が過ぎ、農業情勢も目まぐるしく変化しております。特に、農業生産面からは、米、麦、大豆生産の土地利用型の農業を重要視しながらも、その主軸からは、高収益型の高品質の果樹、野菜等に軸足を置いて、しかも、高度なる施設栽培、管理型の方向に移っているようであります。さらには、農家の利益性を高めるために、農産品に付加価値をより一層高め、加工、流通、販売をにらんだ6次産業化の方向にも着実に進んでおります。

このように農地の利用形態は、高品質農産物の生産に適応する適地適作となり得る優良な農地確保が一段と高まっているものと考えられます。

一方、みやま市を取り巻く社会環境は、最近のインフラ整備により大きく変貌し、市民生活の向上や産業活動の動向が活発化しております。このような情勢を捉え、本市は地方自治法第2条の根拠に、平成21年度から向こう10年間に於いて総合的かつ計画的な行政運営を図る基本構想を定めて、これらに当たって総合計画を樹立されております。その中では、みやま市全域の農業振興地域整備計画の見直しもうたわれております。適正な農地転用の推進ということで明示されております。

さらには、上位にあります総合計画をしっかりと踏まえて、平成22年度には「人・水・緑を活かし、安全・安心で快適に暮らせる街」づくりを目標にした、みやまマスタープランも策定されているとおりです。そして、その中でも旧3町を協調、融和させて統括する、みやま市の農用地利用計画を樹立し、管理、運用されることを明示されていることは極めて重要でございまして、論をまたないものと思います。

ところで、これまでの管理計画の資料は、農振除外地、つまり白地農地を1筆ごとに管理されて、それを除く農振農用地、つまり青地農地として全部青地農地は一括して農用地が管理されていた次第でございます。

このたびの全体見直しは、全く逆の農振農用地、つまり青地を今度は1筆ごとに管理されるということでありまして。今後は、優良農地の管理の目が届きやすくなって、一層、的確性

が高まるものではないかと推察されます。

そうは申し上げましても、グローバルの視点から申しますと、国民の食料自給率がここ3年続いて39%ですよ。しかも、長年、政府は低水準から50%を目指すと言われても、一向に上昇の兆しが見えません。気配すらありません。国のサイドとしましては、食料自給率向上とあわせて、食料の安定供給の確保を図るためには、どうしても必要な農地、なかんずく優良農地をしっかりと確保しておくというかたい農地基本行政が打ち出されているのも自明のとおりでございます。

そして、その政策理念が農地を減少させる農地転用の法規制強化に結びついております。地域の実情に対応した柔軟かつ適切な行政的な配慮にいささか欠落しているものではないかと私は随分懸念いたしているところです。国の指導方針、つまりマクロ的には了解されますが、一方、日進月歩に進展しております生活向上や産業活動に対応したインフラの整備等が充実していくことも時代の趨勢でございます。土地の利活用の必要性も避けて通れないと、そういうふうに強く感じます。

農地減少を最小限に食いとめるにしましても、社会の変遷などに調和させ、柔軟に対応してこそ、地域社会も持続的な維持、発展が図られるものでありますので、難しい、二律背反といえますか、その側面が横たわっていることも事実でございます。

双方の板挟みで、多分、西原市長さんにおかれましては、随分、頭を悩まされていることと存じます。ともに行政の、これに携わっている方たちも大変御苦勞されておると思っております。しかし、そうしても、土地利用計画の公正なる調整にこれからも頑張ってくださいと思います。

しかし、このような難しい今日情勢を受けながらも、みやま市は本年度から2カ年をかけて農業振興地域整備計画の全体見直し事業に着手されております。農家の皆さんを初め、関係機関や諸団体の方がこのたびの全体見直しがどのような考え方で進められ、将来の農業振興が果たして確保されるのかなどなどにつきまして、大変関心が高まっておるようでございます。

ところで、みやま市の農地総面積は、平成22年11月の時点でございますけれども、5,514ヘクタールでございます。みやま市の総面積は1万500ヘクタールでありますので、農地のシェアは52%を占めております。また、農用地地域、つまり今さっき申し上げました青地農地は4,973ヘクタールでございます。農用地区域外、つまり白地農地ですね、これは540ヘク

タールでございます、農地総面積に占める割合は1割未満しかありません。農振の白地は、条件を整えば農地転用が容易なわけでございますが、青地農地は原則的に転用が不可能なわけでございます。しかしながら、農家の住宅や倉庫、公共用地関係などでどうしても青地を転用せざるを得ない状況が生じた場合には、特段の行政の判断によりまして、転用許可処分が行われているのが現状でございます。最近におきます農用地、つまり青地農地の除外の動向は、平成20年度から平成24年度の5カ年間で見ますと92件でございます。そして、11万6,261平方メートル、いわゆる11町6反ですか、それくらいですね。年平均にしましたらば19件、そして大体2.3ヘクタールの農振農用地である青地が年々減少しているのも事実でございます。

ここで、特段懸念されることは、農振農用地の除外申請と農地転用がほとんど認められない厳しい規制下でございます都市計画の市街化調整区域、先ほど申しました甲種農地が高田地区に存在していることでございます。とりわけ市街化調整区域内においては、人が極端に減少しておりますので、大変ゆゆしき問題が含まれております。そのほか、瀬高都市計画の非線引き内は、御承知のとおり、国道443号バイパスやいろいろなところの社会インフラが整備されております。このように、市民の目線で土地利用を考えますと、このたびの農業振興地域整備計画の全体見直しは、本当に時期を得た好機ではなかろうかと思っております。

ぜひとも、マスタープランの方向性を踏まえて、農用地区域の設定と総合政策の実現を果たすための調整を十二分に果たされて、みやま市の振興、発展に大いに努力していただきたいものでございます。

なかんずく、農地で規制が強い青地と緩やかな農地の白地の区分に当たっては、所有されている農家にとっては、規制、負担の格差が余りにも大きくなっているのが実情であります。現地においてうかがい知るところでは、青地として無理に取り込まれた農地や、事情変更などによって、もう状況が変わって、青地と言えない農地などが見受けられます。区分の判断は法律などの規定により適正にされておると思いますが、まずは現地サイドに立って、農家の意向を十分に受けとめられることを前提として、それに反する場合には公的な判断を下す前に公益性の必要性からの事情説明をしっかりと行っていただかないと、農業振興と農村社会の維持、発展に阻害要因として末永く横たわることでございましょう。さらには、マスタープランの方向性と農業所得向上の実現が図られ、農村社会の活性化がもたらされるような、十分なる白地農地の確保を含めた農地利用計画が設定されてこそ、足腰の強い、生産性の維

持、向上と、明るい農村社会の振興、発展が図られるものと確信する次第でございます。

そこで、西原市長に御質問を申し上げます。

第1に、マスタープランのもとに農業振興地域整備計画の全体見直しに当たりまして、基本的な考えはどのようなものでございますでしょうか。

第2に、都市計画区域内における懸案課題が生じております農用地、甲種農地とか1種農地の青地ですね、に対し、どのような方針で臨まれるのか。

青地と白地の農地区分の考え方並びにそれらの生産誘導等をどのように考えられるのか。

最後の4番目ですが、青地と白地の区分に農家所有者の意向をどのように受けとめて手続を進められようとしているのか。

以上、4点につきまして、関係法律をごしんしゃくの上、総合調整を図っていただきながら、西原市長の御英断なる御所見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、マスタープランのもとに農業振興地域整備計画の全体見直しをどう進めるかという御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、マスタープランのもとに農業振興地域整備計画の全体見直しに当たり、基本的な考え方はどのようなものかについてでございますが、議員も御存じのとおり、3町合併後、既に6年経過をいたしておりますが、県からの指導もあり、旧3町それぞれ管理しています農業振興地域整備計画の一本化の作業を今年度から平成26年度までの2カ年の予定で進めているところでございます。

今年度は、農用地等の面積や分布状況等の基礎調査を実施し、次年度は、この調査結果を受けて、県または他の関係機関と協議しながら、みやま市の整備計画を策定し、具体的な農振農用地の確定を行ってまいります。

見直しに当たっては、食料の安定供給の確保を図るために、優良農地をしっかりと確保していくという国の方針を遵守するとともに、みやま市総合計画及び都市計画マスタープランの方向を踏まえて、整備計画を策定したいと考えております。

次に、2点目の、都市計画区内に懸案課題が生じている農用地、甲種及び1種の青地に対し、どのような方針で臨まれるのかについてでございますが、議員も御承知のとおり、厳し

い規制下にある市街化調整区域内の農振農用地につきましては、甲種農地として区分されています。さらに、圃場整備事業及び国営かんがい排水事業の受益地になっておりますので、農振除外は厳しい状況でございます。

当地域において、集落の維持発展が図られるような総合的な政策が計画される折には、優良農地を守ることは当然としながらも、県及び県関係機関と協議し、柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、3点目の、青地と白地の農地区分の考え方並びにそれらの生産誘導等をどのように考えられているのかについてでございますが、青地とは、集団的に存在する農用地または土地改良事業等の施行地となっております。白地とは、小集団の農地等の青地以外のものと規定されております。

青地地区の生産誘導につきましては、米、麦、大豆等の土地利用型の作物を中心に、高収益型の果樹、野菜等を推進し、農業所得の向上を図り、白地地域につきましては、地域集落の活性化が図られるよう努めてまいりたいと思います。

次に、4点目の、青地と白地の区分に農家所有者の意向をどのように受けとめて手続を進めようとするのかについてでございますが、農家の意向調査につきましては、旧3町それぞれに管理している整備計画の一本化の作業の中で、アンケート調査を実施することにいたしております。その内容は、農業経営の現状、課題、市の農業政策の方向性等についてお尋ねするものでございます。

農地の所有者一人一人の青地と白地の要望については、法律等の規定もあるので、十分に反映させることはできませんが、アンケート調査結果や、みやま市農業振興地域促進協議会等の意見を十分に踏まえ、見直しを実施することといたしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

しっかりまとめて御答弁いただきまして、これが実現されるようによろしくお願ひしたいと思っております。

特に、農家の意向をしっかり、現場の状況でございますから、よくお聞きいただいて、どうしてもそれを青地に取り込むときは、その公益性の理由を御理解いただくように、そこい

らはしっかり努力していただきたいなと思っております。よろしく願いしておきます。

これで終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 3 時 14 分 散会